

第4章 金銭執行

第1節 金銭執行：総則

第571条 本章の範囲。

本章の条項は、一定の流動性のある金額を直接的または間接的に引き渡す義務が発生する執行名義によって強制執行が行われる場合に適用される。

第572条 流動性のある金額。取引の残高による執行。

① 執行処理については、執行名義に文字、数または理解可能な数字で表現される一定金額は流動性があると見なされる。数額の異なる表示に矛盾がある場合は、文字で表示されるものが優先される。ただし、執行処理するために、執行中に発生する利息およびこれに起因する費用について執行者が申立てする金額が流動性がある必要はない。

② 公正証書で、または、職能団体加入商業仲立人が介入する証書(*póliza*)で形成される契約から派生する取引から生じる残高の金額についても執行開始できる。ただし、執行の場合に請求可能金額は、執行名義自体において当事者が合意した(計算)方法で債権者が実施した清算の結果額となると執行名義内で合意された場合を条件とする。

この場合、執行は、債権者が、被執行者と保証人(存在する場合)に清算の結果としての請求額を事前に通知したことを証明する場合、開始される。

第573条 口座残高(*saldo de cuenta*)による執行請求に添付しなければならない書類。

① 前条第2項に係わる場合、執行請求には、執行名義および第550条に係わる文書に加えて、次のものを添付する必要がある：

1. 債権者により行なわれた清算の結果として生じる残高が表示される書類、および、借方項目と貸方項目の抜粋、および、執行処理請求の対象となる具体的残高を決定する利子の適用に対応する勘定項目の抜粋。

2. 執行名義において両当事者が合意した方法で清算が行われたことを証明する公署証書。

3. 債務者および、存在すれば、保証人に請求額を通知したことを証明する書類。

② 執行者が都合が良いと考えるときは、申立書に借方項目と貸方項目の裏付け書類を添付できる。

③ 債権者が、いずれかの項目の現実性または請求可能性、または、その有効金額について疑問を持っている場合、疑わしくない金額について執行開始を申立てでき、残りの請求を対応する確認訴訟に保留することができる。この訴訟は執行と同時になされ得る。

第 574 条 変動金利の場合の執行。

- ① 執行者は、以下の場合に執行開始を申立てする一定金額を残高として生じさせる計算操作を執行請求書で表明する。
 1. 請求額が、変動金利が合意されたローンまたはクレジットから由来するとき。
 2. 請求額が、異なる通貨の平価とそれぞれの金利を調整する必要があるローンまたはクレジットから由来するとき。
- ② 上記のすべての場合において、前条第 1 項第 2 号および第 3 号ならびに同条第 2 項および第 3 項の規定が準用される。

第 575 条 金額の決定および執行開始。

- ① 執行は、元本、通常利子および延滞利子として執行請求で請求される金額に、場合に応じて、執行中に発生する利子および執行費用をカバーする金額を加えた金額でなされる。暫定的に設定されるこれら（最後の）2 つの費目の金額は、執行請求で請求される金額の 30% を超えることはできない。ただし、その後の清算を害しない。
例外的に、執行者が、予見可能な執行期間および適用される金利を考慮して、執行中に発生する利子および執行費用が前段で設定された制限を超えることを証明する場合、そのような費目に一時的に設定される金額は、上記制限を超過できる。
- ①の 2 いずれにせよ、常住居の差押えの場合、被執行債務者に請求できる費用は、執行請求で請求される金額の 5% を超えてはならない。
- ② 裁判所は、執行請求において執行者が設定した金額とは異なる金額を支払うべきであると分かっているにもかかわらず、執行処理を拒否することはできない。ただし、被執行者が主張できる過剰請求（過剰請求）を害しない。
- ③ しかしながら、場合に応じて、執行請求が前数条に係わる計算を表示していない場合、または、これらの規定が要求する書類が添付されていない場合は、執行はなされない。

第 576 条 訴訟遅延の利息。

- ① 第一審で言い渡された後、流動性のある金額の支払いを命じる判決または裁定は、債権者に有利に、2 ポイント増加した（金銭の）法定利子に等しい年利子の発生、または、当事者の合意または法律の特別な規定によって対応する年利子を決定する。
- ② 部分的取消の場合、裁判所は、慎重な裁量に従って、理由を示して、訴訟遅延の利子について裁定する。
- ③ 前 2 項の規定は、公財政のために法的に規定された特殊性を除き、流動性金額の支払いを科すあらゆる種類の裁判所命令、仲裁裁定および調停合意のすべての種類の裁判上の裁定に適用される。

第 577 条 外貨による債務

① 執行名義が外貨で金額を設定している場合は、それを取引して引き渡すために執行される。費用および支出ならびに訴訟遅延の利息は、スペイン国の通貨で支払われる。

② 差押えされる財物の計算では、外貨の金額は、執行処理日の公式為替レートに従って計算される。

公式相場のない外貨の場合、執行者が執行請求で提出した主張と書類を考慮して、裁判所が適切と判断したレートを適用して計算される。ただし、本法第 714 条から第 716 条の規定に従って執行される有責判決の後の清算を害しない。

第 578 条 *新しい期間の満了または債務全額の満了。*

① ある流動性金額の債務により執行開始された後、執行される同じ債務のある期間が満期を迎え、または、債務全体が満期を迎えた場合、執行は、元本と利息の新しい満期に対応する金額だけ拡張されたものと、原告がそのように請求した場合、手続きを遡及する必要なくして、解される。

② 執行請求において執行の拡張を求めることができる。この場合、執行開始の決定を被執行者に通知する際に、被執行者に、満期日に対応する金額が裁判所に供託されない場合、執行は自動的に拡張されると警告する。

執行者が執行の自動拡張を申立てする場合、執行者は執行中に発生する元本と利息の満期を含む債務の最終算定を提出しなければならない。この算定が執行名義に従っており、それに含まれる満期の金額が供託されていなかった場合、執行者への支払いは、提出された算定の結果に従って行われる。

③ 執行拡張は、差押え拡張の十分な理由となり、本法第 613 条第 4 項の規定に従って、これの付記登記で証することができる。

前項の場合、執行拡張は、これらの措置の自動的採択をもたらすものではなく、該当する場合に、満足されていない各満期の後に執行者がそれらの措置を申立てした場合にのみ取り決められる。

第 579 条 *特別に抵当に供された、または、質入れされた財物の場合の金銭執行。*

① 執行が、金銭債務の担保として抵当に供された、または、質入れされた財物に対してのみ行われる場合、本章第 5 節の規定に従う。抵当財物または質入れ財物が競売にかけられた後、その収入が債権をカバーするには不十分である場合、執行者は、不足している金額について被執行者に対して執行開始を申立てできる、そして、すべての執行に適用される通常の規則に従って、執行が続行される。

② 前項の規定にかかわらず、抵当住宅の落札の場合、承認された落札が執行者の権利を完全に満足させるのに不十分である場合、残余金額について執行は中断されなく、次の特殊性に従う：

a) 被執行者は、落札承認の（書記官）決定の日から 5 年以内に、その時点で未回収であった（支払いの時までの金銭の法定利子で増加した）総額の 65% でその債務がカバーされた場合、（債務から）解放される。5 年以内に 65% を満足させることができず、10 年以内に 80% を支払う場合、同じ条件で解放される。上記の状況が発生し

ない場合、債権者は、契約条項および適用規則に従って、その者に（被執行者が）負う全額を請求できる。

b) 執行者による落札または取得、または、その権利を譲り受けた者の取得が承認され、そして、これらの者またはその団のなんらかの団が、その承認から10年以内に住宅の譲渡手続きに移行した場合、住宅の譲渡時に、被執行者が支払う残余負債は、その譲渡で得られたキャピタルゲインの50%で減額される。その計算では執行者が正当に証明する全ての費用が控除される。

前述の期間内に、前述の規則に従って債務者が（債務を）解放される金額を超える金銭執行が発生する場合、残余は債務者が利用できる。執行を担当する裁判所書記官は、これらの状況を落札の（書記官）決定に記録し、上記のb)の規定に関連して、所有権登記所に対応する登記を実行するように命令する。

第2節 支払い請求

第580条 支払い請求がなされないケース。

執行名義が、特定の金額の引き渡し義務を科す、裁判所書記官の裁定で、裁判上または仲裁上の裁定で、あるいは、訴訟内でなされた和解または合意を承認する裁定で、または、調停合意で構成される場合、被執行者の財物の差押えを進めるためにその者に支払い請求をする必要はない。

第581条 支払い請求がなされるケース。

① 特定の金額引渡しの執行が訴訟上または仲裁上の裁定に基づいていない場合、執行開始されると、被執行者は、場合に応じて、元本および執行請求日までに発生した利息の項目で請求される金額の支払いを求められる、そして、被執行者が即座に支払わない場合、裁判所は、執行開始された金額とその費用に答えるのに十分な範囲でその財物を差押える。

② 前項規定の請求は、執行請求に執行者が少なくとも10日前までに支払い請求したことを証明する公証人の証書が添付される場合、なされない。

第582条 支払い請求の場所。

支払い請求は、執行名義に記載される住所で行われる。しかし、執行者の申立てにより、偶発的であっても、被執行者が居る場所であればどこでも請求できる。

執行名義に記載された住所に被執行者が居なかった場合で、執行者が差押えを申立てる場合は、差押えを行うことができる。ただし、裁定書または（裁判所）書面（cédula）の引渡しを通しての通知行為についての、および、場合に応じて、公示送達についての本法規定に従って、新たに（支払い）請求を試みることを害しない。

第583条 被執行者による支払い。費用。

① 被執行者が支払い請求行為で、または、執行開始前に支払った場合、裁判所書記官は、対応する金額を執行者が自由処分できるようにし、実行された支払いの証

明書を被執行者に引き渡す。

② 債務者が支払い請求の行為で支払うとしても、発生したすべての費用は債務者の責任となる。ただし、債務者が、債権者が執行に移行する前に、債務者の責任ではない事由で支払いできなかったことを証明する場合を除く。

③ 利息と費用が、それらが発生していた場合で、満足されると、裁判所書記官は執行を終了する決定を下す。

第3節 財物の差押え(embargo)

第1款 財物の差押え

第584条 差押えの客観的範囲と充足。

その予見可能な価額が執行額を超える財物は、差押えられない。ただし、被執行者の資産には執行額を超える価値のある財物のみがあり、その財物の差押え充当が執行のために必要な場合を除く。

第585条 供託による差押えの回避。

執行開始された後、被執行者が執行開始金額を供託しない場合、本法の規定に従って財物の差押えに移行する。供託の場合、差押えは中断される。

差押えの前に供託していなかった被執行者は、差押えに対する異議申立てが裁定される前に、(差押えの)後いつでも供託することができる。この場合、供託が行われると、差押えは解除される。

第586条 供託金額の行き先。

被執行者が異議申立てた場合、前条に従って供託された金額は、そのための指定機関に預け入れられ、差押えは中断したままになる。

被執行者が異議申立てなかった場合、差押え回避に供託された金額は、その後の利息および費用の清算を害することなく、執行者に引き渡される。

第587条 差押えの時期。

① 差押えは、裁判所書記官により宣言されるときから、または、または差押え手続き調書に財物の記述がなされるときから、差押えの保証措置または公告措置が取られていなかった場合でも、なされたものと解される。裁判所書記官は、当該保証措置および公告措置を直ちに採択し、職権で必要な公文書を発行する、また、場合に応じて、そのように申立てた執行者の訴訟代理士に送付される。

② 前項の規定は、適用されるべき善意の第三者保護の規範を害しないと解される。

第588条 不特定差押えの無効。金融機関に開設された口座の差押え。

① 有効な存在が証されていない財物および権利の差押えは無効である。

② 前項の規定にかかわらず、銀行預金およびクレジット機関に開設された口座から生じるプラス残高は、執行名義のために、裁判所書記官が決める金額を上限として差押えることができる。

この制限を超えるものは、被執行者が自由に処分できる。

③ 資金が複数の名義人の名前で口座に預けられている場合、債務者に対応する部分のみが差押えられる。これらの目的のためだけに、受寄者に対する積極連帯の共同預金口座または共有口座の場合、差押えは、口座の名義人に等しい割合で対応していると解して、債務者に対応する残高の部分に達することができる。ただし、資金の異なる実質的名義が証される場合を除く。

④ 給与、給料、年金、報酬またはそれに相当するものの入金、差押えの影響を受ける口座に習慣的に行われる場合、本法規定の（差押え）制限を、その制限を給与、給料、年金、報酬またはそれに相当するものとみなされるべき金額に適用することを通して、尊重しなければならない。これらの目的のために、差押え実施される月、または、前月にその品目により入金された金額は給与、給料、年金、報酬またはそれに相当するものと見なされる。

第 589 条 被執行者の財物の申告。

① 執行者が執行目的に十分と思われる財物を指定する場合を除いて、裁判所書記官は、被執行者に対し、（書記官）調整命令を通して、職権により、執行額をカバーするために十分な財物および権利を、場合に依りて、それらの上への負担および担保を表示して、および、不動産の場合は、それらが占有されている場合、どの人物によって、どのような名義で占有されているか表示して、リストで申告するよう求める。

② 財物申告の被執行者への請求は、その財物のリストを提示しない、自己のものでない財物を加える、差押え可能な自己財物を除外する、または、それらの上への負担および担保を開示しない場合、少なくとも重大な不服従に科される制裁の警告とともに行われる。

③ 被執行者が差押え可能な財物を示さない場合、または、示された財物の価値が執行の目的に不十分である場合、裁判所書記官は、破産の可能性の場合、差し迫った破産または現実の破産の場合、管轄裁判所に、再生計画に到達するための債権者との交渉の開始または開始する意思を通知できると被執行者に警告する（書記官）決定を下す。その際、法律で定められた条件の下でその交渉中、執行を中断することができる。そして、現実の破産状態にある場合、そうしないときは、破産状態を知ったであろう、または、知るべきだった日から 2 か月以内に破産宣告を（裁判所に）請求する義務があると警告する。

④ 裁判所書記官は、また、決定を通して、前項に係わる請求に適切に対応しない被執行者に定期的な執行罰を科することができる。

罰金の額の設定にあたっては、執行額、財物リストの提出に対する抵抗、被執行者の経済力を勘案する。被執行者のその後の行動、および、自分自身を正当化するために行う主張に留意して、この経済的圧力を修正または効力をなくすことができる。

裁判所書記官のこれらの裁定に対して、執行を審理する裁判所に、中断効なしで、

再審理のための直接不服申立てできる。

第 590 条 被執行者資産の職権調査。

執行目的のために被執行者の十分な財物を指定することができない執行者の申立てにより、裁判所書記官は、調整命令を通して、執行者が指摘する金融機関、公的組織、公的登録所、自然人および法人に、それらが記録を持っている被執行者の財物または権利のリストを提供するように問い合わせることを決める。これらの指摘をなす際、執行者は、当該機関、組織、登録所または人が被執行者の財物に関する情報を持っていると考える事由を簡潔に示さなければならない。執行者から申立てがあった場合、その費用負担で、その者の訴訟代理士は、次条第 1 項の規定を損なうことなく、この目的のために執り行われる職権調査手続きに介入し、その成果を受けることができる。

裁判所書記官は、執行者が、自分自身で、または、執行者が正式に権限を与えた訴訟代理士を通して（公的）組織および登録所からデータを取得できる場合、そのデータを要求しない。

第 591 条 協力義務。

① すべての個人および公的および私的組織は、執行行為に協力する義務があり、執行担当裁判所書記官に、または、執行者の訴訟代理士に、その依頼人が申立てる場合、執行者の費用で、彼らが所有するいかなる書類およびデータを、その提供が裁判所書記官によって取り決められたものであり、基本的権利を、または、特定の場場合に法律が明示的に科す制限を尊重すべく科すこと以上の制限なくして、提供する義務がある。上記の個人または組織が、法的事由または基本的権利の尊重の事由を主張して、提供せず、求められた協力に対処しない場合、裁判所書記官は、裁判所に、（裁判所が）適切なものを取り決めるように通知する。

② 裁判所は、利害関係者の意見を聴取した後、前項に従って裁判所が請求した協力を提供しない個人および団体に対して、個別に、定期的な強制罰を科すことを取り決めることができる。これらの強制手段を適用するにあたり、裁判所は、第 589 条第 3 項に規定された基準を考慮に入れる。

③ 本条に基づいて科される制裁は、司法機関組織法第 7 編第 5 章に規定される不服申立て制度の対象となる。

第 592 条 差押え順序。企業の差押え。

① 債権者と債務者が執行の内外で別段の合意をしていない場合、執行担当裁判所書記官は、被執行者の財物を差押える、その際、それらの譲渡の容易さ、および、被執行者にとって譲渡コストの低廉さを考慮に入れる。

② 執行の状況により、前項規定の基準を適用することが不可能または非常に困難な場合、財物は次の順序で差押えられる：

1. 金銭またはあらゆる種類の当座預金口座。
2. 即座にまたは短期で換金可能な債権および権利、ならびに、有価証券の公式流

通市場での取引が認められた有価証券、債権またはその他の金融証券。

3. 宝石および美術品。
 4. 金銭による収益。その起源と発生の事由を問わない。
 5. あらゆる種類の利子、収入および果実。
 6. 動産または家畜、公式の相場で認められていない株式、有価証券または債権、および、会社持分。
 7. 不動産。
 8. 賃金、給与、年金および専門職的および自営商業的活動からの収入。
 9. 中長期的に換金可能な債権、権利および証券。
- ③ すべての状況を考慮して、企業のさまざまな財物の差押えよりも好ましい場合、企業の差押えを決定することもできる。

第2款 第三者の財物の差押えおよび所有権の第三者性(**tercería de dominio*)

(訳者注：Tercería de dominio とは、執行の当事者でなくして、差押えられた財物の所有者であること、または、明示的法規定によって差押えまたは財物の実行に対抗できる権利を有することを主張する者の訴えの方式での不服申立てである。)

第593条 被執行者への帰属。職権による差押え解除の禁止。

- ① 差押えされる財物の被執行者への帰属について判断するために、裁判所書記官は、調査やその他の行為を必要とせず、帰属を合理的に判断できる外部の兆候と表示に基づくことができる。
- ② 直接の認識により、あるいは、被執行者または他の者の申告によって、裁判所書記官が、差押えしようとする財物が第三者に属する可能性があるとして理解する合理的な動機を有した場合、(書記官) 調整命令を通して、差押えが差し迫ったことを知らせよう命じる。5日以内にその第三者が現れない、または、報告しなかった場合、裁判所書記官は、(両)当事者が、第三者に与えられたものと同じ期間内に差押えが実行されないことに同意した場合を除き、財物の差押えを命じる(書記官) 決定を下す。第三者が、場合に応じてその権利を正当化する書類を提出して、差押えに理由付きで異議申立てした場合、裁判所書記官は、当事者に5日間の共通期間で通知した後、裁判所に、(裁判所が) 妥当なものを裁定するために訴訟記録を転送する。
- ③ その所有権が登記できる財物の場合、いずれにしても、登記官の対応する証明書を通して第三者が登記名義人であることが証明されない限り、それら財物の差押えが、登記されていない付帯的名義人の権利は除いて、命じられる。この権利は、対応する方式で誰に対しても行使できる。

前段の規定にかかわらず、当該差押えに係わる財物が第三者の家族の住宅であり、第三者がその取得を証明する私文書を裁判所に提出したときは、裁判所書記官は、(両)当事者にその旨を通知し、それらが5日以内に差押えが実行されないことに同意した場合、裁判所書記官は差押えを取り決めることを控える。

第 594 条 被執行者に属さない差押え財物のその後の移転。

- ① 被執行者に属さない財物に対する差押えは、しかしながら、有効である。真の名義人が所有権の第三者性を通して自分の権利を主張しなかった場合、実体法の規定に従って競売人または落札者がそれらをもう回収できない方式で取得した場合、真の名義人は差押えられた財物の譲渡に異議申立てできない。
- ② 前項の規定は、補償、不当利得または譲渡無効の請求権を害しないと解される。

第 595 条 所有権の第三者性。当事者適格性。

- ① 所有権の第三者性は、執行当事者でなくして、被執行者に属しているとして差押えられた財物の所有者であると、また、差押えられた後でそれを取ったのではないと主張する者が、訴えの形で提起できる。
- ② 所有権の第三者性は、また、明示的な法規定により、差押えに、または、被執行者に属するものとして差押えられた一つまたは複数の財物の強制的な（換金）実行に対抗できる権利者である者が差押えの解除のため提起できる。
- ③ 所有権の第三者性の訴えでは、第三者性の主張の確かと思われる根拠を書面で提出する必要がある。

第 596 条 所有権の第三者性の提起時および完全な拒否。

- ① 所有権の第三者性は、たとえ差押えが予防的であっても、それに係わる財物が差押えられた時から提起できる。
- ② 裁判所は、決定を通して、前条第 3 項で要求される確かと思われる根拠が添付されない所有権の第三者性の訴え、および、民法の規定に従って、公売で財物を取得する債権者または第三者への財物の移転が生じる時点の後で提起される訴えを、審理することなく完全に拒否する。

第 597 条 2 番目以降の第三者性（の訴え）の禁止。

いかなる場合も、同じ財物について、最初の第三者性の訴えをなす時にそれを提起する者が保有する権原または権利に基づく 2 番目または以降の第三者性（の訴え）は許されない。

第 598 条 第三者性の受入れの効果。

- ① 第三者性の訴えの受入れは、それに係わる財物に関する執行を中断するだけである。裁判所書記官は、取り決められた中断を履行するために必要な措置を講じなければならない。
- ② 訴えが裁判所書記官によって受理されると、裁判所は、必要があると思料する場合、当事者の意見を聴取した後、第三者性の訴えに係わる財物に関する執行の中断を、第三者性主張者(tercerista)が執行債権者に生じる損害賠償に対して保証を提供することを条件にすることができる。この保証は、第 529 条第 3 項第 2 号に規定されるいずれかの方法で提供できる。

③ 所有権の第三者性の受入れは、裁判所書記官が当事者の申立てにより、（書記官）決定を通して、差押えの拡張を命じる十分な事由となる。

第 599 条 管轄と審理。

執行担当裁判所書記官に提起しなければならない所有権の第三者性の訴えは、執行の一般命令と開始を言渡した裁判所によって裁定される、また、口頭審理裁判に規定される手続きで審理される。

第 600 条 受動的当事者適格性。任意的共同訴訟。被告でない被執行者の介入。

第三者性の訴えは、執行債権者に対して提起される、また、それが係わる財物が被執行者によって指定された場合、被執行者に対しても提起される。

第三者性の訴えが被執行者に対して向けられていない場合でも、被執行者は、第三者性の（訴えの）当事者と同じ訴訟上の権利をもって訴訟手続きに介入することができる。そのために、いずれにしても、訴えの手続き受入れを被執行者に、その者が自己の権利に都合が良い介入ができるようにするため、通知する。

第 601 条 所有権の第三者性の訴えの対象。

① 所有権の第三者性の訴えでは、差押えの解除以外を第三者性主張者は請求できない。

② 執行者および、場合に応じて、被執行者は、所有権の第三者性の訴えにおいて、差押えの維持または第三者性の訴えの目的財物が執行に服することのみ請求できる。

第 602 条 応答しない場合の効果。

被告が所有権の第三者性の訴えに応答しなかった場合、被告は訴えで主張される事実を認めていると解される。

第 603 条 第三者性の訴えについての裁定。

所有権の第三者性の訴えは、財物の所有権に関して既判力の効果を生み出すことなく、進行中の執行のみを目的として、財物の帰属とその差押えの適切性について言渡される（裁判所の）決定により裁定される。

第三者性の訴えを判断する決定は、本法の第 394 条以降の規定に従って、費用について言渡す。応答しない被告には費用は科されない。ただし、裁判所が、正当に理由づけて、その訴訟行為での悪意を、第 593 条第 2 項および第 3 項に係わる訴訟行為に彼らが介入したことを考慮して、認める場合を除く。

第 604 条 認容裁定および差押えの解除。

所有権の第三者性の訴えを認容する決定は、差押えの解除、供託の撤去ならびに予防的付記登記および第三者性の訴えに係わる財物の差押えのその他の保証措置の取

消しを命じる。

第3款 差押えできない財物

第605条 差押えが絶対にできない財物。

次のものは絶対に差押えられない：

1. 愛玩動物、ただし、それらが生み出す収益の差押えを害しない。
- 1-2. 譲渡不能と宣言された財物。
2. 主たる権利から離れて譲渡できない従たる権利。
3. それ自体では、財産的内容を欠く財物。
4. なんらかの法規定によって差押え不可と明示的に宣言される財物。

第606条 被執行者の差押えできない財物。

次のものは、また、差押えできない：

1. 家具や家庭用品、同じく、余剰とみなされない範囲で、被執行者とその家族の衣服。一般に、食料、燃料、裁判所の判断で、被執行者とその扶養家族が合理的な尊厳を持って生計を立てるために不可欠なその他の財物。
2. 被執行者が従事する職業、芸術または商売の遂行に必要な書籍および機器で、その価値が債権額と釣り合わない場合。
3. 神聖なる物および合法的に登録された宗教の崇拝に捧げられる物。
4. 法律により差押えできないと明示的に宣言されている金額。
5. スペインによって批准された条約によって差押え不可と宣言されている財物および金額。

第607条 給与および年金の差押え。

① 職種間最低賃金(*salario mínimo interprofesional)として定められる額を超えない賃金、給与、年金、報酬またはそれに相当するものは差押えできない。

② 職種間最低賃金を超える賃金、給与、日給、報酬または年金は、次の基準に従って差押えられる：

1. 30%、最低賃金の2倍までの金額をもたらす最初の追加額について。
2. 50%、最低賃金の1/3に相当する金額までの(1.の後の)追加額について。
3. 60%、最低賃金の1/4に相当する金額までの(2.の後の)追加額について。
4. 75%、最低賃金の1/5に相当する金額までの(3.の後の)追加額について。
5. 90%、前の(合計)金額を超える金額について。

③ 被執行者が複数の(金額)受領の受益者である場合、それらすべてを累積して、差押え不可部分を1回だけ控除する。同様に、夫婦の賃金、給与、年金、報酬または同等のものは、夫婦財産制度があらゆる種類の財物と収益の(夫婦)別産制でな

いときは、累積される。別産制の事情は裁判所書記官に証明しなければならない。

④ 被執行者の家族に対する責任を考慮して、裁判所書記官は、本条第2項第1、2、3および4号に定められたパーセンテージを10～15%削減できる。

⑤ 賃金、給与、年金または報酬が、財政、税または社会保障の法制により、恒久的または一時的な公的割引をもって課税されている場合、これらを控除して、被執行者が受け取る流動性額は、差押えを規定するための種類の役割を果たす。

⑥ 本条の前各項は、専門職的および自営商業的活動に由来する収入に適用される。

⑦ この規定に従って差押えられた金額は、執行担当裁判所書記官がそう取り決める場合、執行者が事前に指定した口座で、執行者に直接引渡すことができる。

この場合、留置とその後の引き渡しを実行する個人または組織、ならびに、執行者は、四半期ごとに裁判所書記官にそれぞれ送金した、および、受領した金額を報告しなければならない。いずれにしても、被執行者は、債務を完全に支払ったと考え、その結果、差押えを無効にする必要があると考えることによる、または、裁判所書記官が取り決めた内容に従って留置または引渡しが行われていなかったことによる主張をなすことができる。

そのような直接的引渡しを取り決める裁判所書記官の裁定に対して、裁判所に再審理の直接不服申立てできる。

(訳者注：salario mínimo interprofesional とは、政府が毎年、労働組合および代表的企業団体に事前に諮問して、常勤労働者、季節労働者、一時的労働者、家庭内従事者のために、消費物価指数を勘案して決める最低賃金である。2023年は、1080ユーロ/月となっている。

第608条 扶養提供を命じる判決による執行。

前条の規定は、扶養料の支払いを命ずる判決の執行に、婚姻無効、別居または離婚の訴訟で配偶者または子供への扶養料について下される言渡しを含め、法律から、あるいは、(書記官)決定から、または、扶養を設定する(離婚などの)調整協定の公正証書から直接的に扶養履行義務が生じるすべての場合において、適用しない。これらの場合および対応する保全措置の場合、裁判所は差押えできる金額を設定する。

第609条 差押えできない財物についての差押えの効果。

差押えできない財物に対してなされた差押えは完全に無効である。

被執行者は、通常の不服申立てを通して、あるいは、執行に立ち会わなかった場合、または、立会いを希望しなかった場合、裁判所書記官の前に単純に出頭することによって裁判所にこの無効を告発できる、告発された無効について裁判所は裁定する。

第610条 再差押え。効果。

① 差押えられた財物または権利を再び差押えできる、再差押えは、前の差押えを決定する(執行)請求した執行者の権利が満足されると、または、次項第2段の場

合では、この事前満足を要せず、再差押えられた財物の（換金）実行から得られる収益を受け取る権利を再差押え者に付与する。

② 何らかの事由で最初の差押えが解除された場合、最初の再差押えがなされた訴訟の執行者は、最初の執行者の地位にとどまり、再差押えられた財物の強制換金実行を申立てできる。

しかしながら、再差押え者は、再差押えられた財物の強制的換金実行を、前の差押え者の権利がその（換金）実行によって影響を受けない場合、前の差押えを解除する必要なく、申立てできる。

③ 再差押えが宣言された訴訟の執行者は、裁判所書記官に対してこの（再）差押えに対する保証措置を採択するよう申立てできる。ただし、前の執行の妨げとならず、かつ、（前の）差押えに採択された措置と矛盾しないことを条件とする。

第 611 条 剰余金の差押え。

第 588 条の規定を害することなく、すでになされた別の執行での財物の強制的（換金）実行において残ったものの差押えを申立てできる。

このようにして得られる金額は、剰余金の差押えが命じられた訴訟で処分するために、（裁判所の）預託口座 (Cuenta de Depósitos y Consignaciones) に入金される。

（執行）実行された財物が不動産である場合、執行者に、並びに、執行者の（登記）権利の後に登記または付記登記された権利を有する債権者に、および、剰余金の差押えがその者の利益のためになされるところの債権者の上に優先権を有する債権者に支払った後に残る金額は（預託口座に）入金される。

第 612 条 差押え拡張、削減および修正。

① 所有権の第三者性の訴えの受入れおよび認容の場合のための第 598 条および第 604 条の規定に加えて、執行者は、ある情況変化が被執行者の責任追及に関連して差押えられた財物の十分性を疑わせるとき、差押えおよび採択された保証措置の拡張または修正を請求できる。また、被執行者は、差押えおよび保証措置の削減または修正を、本法第 584 条の基準に従って、執行に危険を与えずにこれらを変更できる場合、請求できる。

裁判所は、その基準により、事後の不服申立てなしで、これらの請求について命令を通して裁定する。

② 裁判所書記官は、これらの請求について（書記官）決定を通して裁定する。この（書記官）決定に対しては、中断効を生まない再審理の直接不服申立てできる。

③ 差押えの拡張を、次条第 4 項に定める場合にも取り決めることができる。

第 4 款 差押え人の優先およびより良い権利の第三者性の訴え (*tercería de mejor derecho)

（訳者注：Tercería de mejor derecho とは、執行に関して第三者であって、自己の債権は執行債権者の債権に優先して満足を得る権利を有すると主張する者による訴

えの方式での不服申立てである。)

第 613 条 差押えの効果。予防的付記登記および第三所有者。

- ① 差押えは、執行名義に記載される負債額、発生する利息および執行費用を満足させるために、差押えられた財物の（換金）実行で得られる収益を受け取る権利を執行債権者に付与する。
- ② 執行者はその債権の元本と利子および執行の全費用が完全に払い戻されないで、換金実行された金額は、より良い権利の第三者性の訴えで下される判決によって優先と宣言されていない他の目的に適用できない。
- ③ 前各項の規定を害することなく、財物が差押えの予防的付記登記を可能にする種類のものである場合、別の執行で当該財物を取得した第三所有者の責任は、元本、利息および費用を満足させるために、第三所有者がその取得を登記した日に（予防的）付記登記に記載された金額に限られる。
- ④ 執行者は、執行中に生じる利息および執行費用の費目で規定される金額の増加を、差押えの予防的付記登記に記録するよう請求できる。その際、それら利息と費用が、以前の付記登記で証された金額より超過したことを証明する。

第 614 条 より良い権利の第三者性。目的。二度目の参加の禁止。

- ① 執行債権者より優先して自己の債権を満足させる権利があると考える者は誰でも、より良い権利の第三者性の訴えを提起することができる、これには、優先すると考えられる債権の証拠を添付する必要がある。
- ② 前項の証拠が添付されない（より良い権利の第三者性の）訴えは受理されない。そして、いかなる場合も、第一の訴え提起時に提起者が有していた権原または権利に基づく二番目の（より良い権利の第三者性の）訴えは許されない。

第 615 条 より良い権利の第三者性の訴えの時。

- ① より良い権利の第三者性の訴えは、優先に係わる財物が、優先が特別な場合、差押えられた時点から、または、優先が一般の場合、執行が開始された時点から、手続きされる。
- ② 強制執行によって得た金額を執行者に引き渡した後、または、差押えられた財物が執行者により落札された場合は、民法の規定に従って執行者が当該財物の所有権を取得した後は、より良い権利の第三者性の訴えは認められない。

第 616 条 より良い権利の第三者性の効果。

- ① より良い権利の第三者性の訴えが提起されても、強制執行は、差押えられた財物が（換金）実行されるまで続き、回収された金額は預託口座に入金され、執行者に執行費用を払い戻し、より良い権利の第三者性を裁定する際に決定される優先順位で債権者に支払われる。
- ② より良い権利の第三者性を持つ者が、その債権を証する執行名義を持っていた場合、より良い権利の第三者性の訴えが受理されるときから、執行に介入できる。

執行名義を持たない場合、その者は、場合に応じて、訴えが認容されるまで介入できない。

第 617 条 訴訟手続き、消極的当事者適格および共同訴訟。

- ① より良い権利の第三者性の訴えは、常に執行債権者に向けられ、口頭審理裁判のペースで審理される。
- ② 被執行者は、訴訟上の権利を完全に持って、より良い権利の第三者性の訴訟手続きに介入できる、また、その第三者が主張する優先権が執行名義に証されていない場合、被告とならなければならない。
- ③ 被告でない場合でも、被執行者に、その訴えの受理が、自分の権利に都合が良い介入を行うことができるように、通知される。

第 618 条 不応答の効果。

被告がより良い権利の第三者性の訴えに応答しない場合、被告は訴えで主張される事実を認めていると解される。

第 619 条 執行者の認諾と撤回。執行費用への優先するより良い権利の第三者性を持つ者の参加。

① より良い権利の第三者性を持つ者の債権が執行名義に証される場合、執行者がより良い権利の第三者性を認諾すると、(裁判所は)それ以上の手続きなしに、最初にその第三者の権利を持つ者を満足させるために執行を進めることを命じる決定を下す。しかし、裁判所書記官は、第三者の権利の訴えの(執行者への)通知までに執行者の請求で実行された訴訟行為によって発生した費用と支出の5分の3が執行者に支払われる前では、いかなる金額もより良い権利の第三者性を持つ者に引き渡さない。

より良い権利の第三者性を持つ者の債権が執行名義に証されていない場合、より良い権利の第三者性の訴えに出頭していた被執行者は、執行者の(訴えの)認諾書が送付された日から5日以内に、執行者の認諾に同意または不同意を表明しなければならない。被執行者が認諾に同意するか、または不同意を表明せずに期間を経過させた場合、前項の手続きに従う。被執行者が認諾に異議申立てするときは、裁判所は執行者が認諾したとする、また、より良い権利の第三者性の訴えは被執行者に対して継続することを命じる、決定を下す。

② より良い権利の第三者性の訴えが通知された後、執行者が執行を取り下げた場合で、より良い権利の第三者性を持つ者の債権が執行名義に証されている場合、裁判所書記官は、先ずその権利者を満足させるために執行を先に進ませることを命じる(書記官)決定を下す。証されていない場合は、執行訴訟取下げの(書記官)決定を下す、そして、被執行者が、より良い権利の第三者性を持つ者の債権を満足させるため(訴訟)継続することに同意する場合を除き、執行を終了させる。

第 620 条 判決の効果。より良い権利の第三者性の訴えの費用および執行費用への

その権利者の参加。

① より良い権利の第三者性の訴えで下される判決は、（先取）特権の存在について、および、その判決が下される執行において債権が満足されなければならない順序について裁定する、しかし、各人に対応する他の請求権、特に、不当利得請求権を前もって判断しない。

同様に、判決がより良い権利の第三者性の訴えを却下した場合、その第三権利者にその費用のすべてを支払うことが命じられる。訴えが認容されたときは、費用は訴えに応じた執行者に科す。被執行者が、その訴えに異議申立てて、介入した場合は、費用は執行者と半分ずつ、科される。ただし、執行者が認諾したことにより、訴えが被執行者に対してのみ審理されたときは、費用は全額被執行者に科される。

② 判決がより良い権利の第三者性の訴えを認容した場合で、執行者に、その判決が下されるときまで執行で発生した費用の5分の3が満足されない間は、その第三権利者に執行からなんらかの金額が引き渡されることはない。

第5款 動産および権利の差押えの保証

第621条 金銭、当座預金口座および給与の差押えの保証。

① 差押えられたのが金銭または兌換通貨である場合、それらは預託口座に入金される。

② 信用機関、貯蓄機関または金融機関で開設されたあらゆる種類の口座でプラスの残高が差押えられた場合、執行担当裁判所書記官は、差押えられる具体的金額または第588条第2項に係わる上限を記載した留置命令をそれら機関に送付する。この命令は、執行者の訴訟代理士が手続きできる。留置請求された機関は、命令書の提出時に、その時点での被執行者のその機関での処分可能金額を証するところの命令受領を証明する領収書を発行して、命令を履行しなければならない。当該受領書は、その（訴訟）行為において、その手続きを引き受けた執行者の訴訟代理士に引き渡される。そうでない場合は、可能な限り最速の手段で執行機関に直接送付される。

③ 給与、年金またはその他の定期給付の差押えの場合、第607条第7号の規定に、場合に応じて、従う。それ以外の場合、支払者である人、組織または事務者に、裁判所が自由処分できるようそれらを留置する、また、それらを預託口座に送金するよう命じる。

第622条 利子、収益および果実の差押えの保証。

① 差押えが利子、収益またはあらゆる種類の果実である場合、留置命令が、それらを支払わなければならない者に、または、直接受け取る者に、それが被執行者である場合でも、利子の場合、預託口座に発生都度入金するために、または、他の種類の場合は、裁判所が自由処分できるように留置するために、送付される。

② 裁判所書記官は、生産的財物および権利の性質、差押えられた利子、収益または果実の重要性、あるいは、被執行者の状態が合理的にそう促すとき、果実および収益の差押えを保証する裁判所管理を（書記官）決定を通して取り決める。

③ 裁判所書記官は、支払者または受領者、または、場合に応じて被執行者が、本条第1項に係わる果実および収益の留置または入金命令を履行していないことが確認された場合、裁判所管理を取り決めることができる。

第 623 条 有価証券および金融商品の差押えの保証。

① 差押え物が有価証券またはその他の金融商品であった場合、差押えは、定期的または特定の日付に支払いされなければならない場合は、支払い義務を負う者に、または、その所持者または所有者の意思で滌除しうる、または、消却しうる場合は、発行組織に、通知される。差押え通知には、その満期時に、満期がない場合は、通知の受領時に、その金額または同じ価値あるいは金融商品、また、場合に応じて、生み出す利子または配当を、裁判所が自由処分できるように、留置する要求が追記される。

② 公式流通市場に上場される証券または金融商品の場合、差押えの通知は、前項と同じ目的でその管理機関(órgano rector)に行われ、場合に応じて、管理機関は保障・清算を受持つ組織に通知する。

③ 民事会社、合名会社、合資会社、有限責任会社の持分または公的流通市場に上場されていない株式が差押えられる場合、差押えは会社の管理者に通知される、そして、管理者は、株式の自由譲渡を制限する契約の存在を、または、差押えられた株式に影響を与えるその他の約款条項または契約条項を裁判所に通知しなければならない。

第 624 条 動産差押の手続。差押え保証。

① 動産を差押える場合は、差押えの手続きの調書に次の事項を記載する：

1. 差押えられた財物のリスト。その形状と外観、主な特徴、使用状態と保存状態、および、それらの価値の低下に影響を与える可能性のある欠陥の明確な存在について、可能な限り詳細に記述する。このために、司法事務局が備える、または、当事者がより良い識別のために提供する、図式的または視覚的文書化手段が使用される。
2. 差押えに介入した者の申告、特に、差押え物の所有権と第三者の付帯的権利に係わる申告。
3. 財物の受寄者に指定された者および財物が保管されている場所。

② 当事者には、動産の差押え手続きを証する調書の写しが渡される。

第 625 条 公債(*efectos públicos*)または公金(*caudales públicos*)の扱い。

差押えられた金銭その他の財物の額は、供託され、または、その留置が命じられるときから、公債または公金の扱いを受ける。

第 626 条 裁判上の供託。受寄者の指名。

① 有価証券が、あるいは、特に価値があり、または、特別な保存が必要な物品が差押えられた場合、それらは最も適切な公共または民間施設に供託できる。

② 差押え動産が第三者の所有物である場合、裁判所で自由処分できるように保管することが（書記官）決定を通してその（第三）者に請求され、また、（その者は）裁判上の受寄者に指名される。ただし、裁判所書記官が理由付きで別段の裁定を下す場合を除く。

③ 差押えられた財物を生産活動に振り向ける場合、または、輸送や保管が困難または費用がかかる場合、被執行者が受寄者に指名される。

④ 前各項に定める場合以外、または、裁判所書記官がより都合がよいと判断する場合、裁判所書記官は、決定を通して、執行債権者を、または、執行債権者の意見を聞いて第三者を差押えられた財物の受寄者に指名できる。

指名は、執行が行われる場所の訴訟代理士会に、それが受寄者に法的に設定される責任を取るための適切なサービスを行なっていることを条件として、委ねることができる。そうであると、当該訴訟代理士会は、財物の所在の探索、管理および寄託を進める権限を与えられ、この目的のために必要な証明書を発行する。

⑤ 勘定記入で表象される証券の差押えは、対応する台帳(libro)に記録できるように、勘定記入の登録を行なう機関または組織に通知される。

第 627 条 受寄者の責任。中間受寄者。

① 裁判上の受寄者は、裁判所の指示に従って相当の注意を払って財物を保管し、裁判所書記官の指示した条件の下でそれらを開示し、また、裁判所書記官が指定する者に引き渡す義務を負う。

受寄者が義務を履行しなかった場合、当事者の申立てで、または、職権で、執行担当裁判所書記官は、決定を通して、受寄者をその地位から解任し、他の者を指定できる。ただし、解任された受寄者が陥った民事・刑事責任を害しない。

② 受寄者が指名され、財物がその者に引き渡されるまで、寄託から生じる義務と責任は、事前の受諾も請求も必要なしに、被執行者に、および、差押えを認識していた場合、管理者、代表者または担当者に、あるいは、財物がその支配下にある第三者に帰す。

第 628 条 寄託の費用。

① 受寄者が、寄託の目的である動産の執行者、被執行者および第三所有者以外の者である場合、受寄者は、輸送、保存、保管、提示および管理に起因する費用の払い戻しを受ける権利を有する。執行担当裁判所書記官は、その調整命令を通して、執行者によるいくらかの前払いを決めることができる。ただし、費用の払い戻しを受けるその者の権利を害しない。

第三者受寄者は、寄託を原因として被る損害賠償の権利も有する。

② 財物が適切な組織または施設に寄託される場合、通常料金および対価に応じる報酬が、執行担当裁判所書記官により、その調整命令を通して、第 626 条第 1 項の規定に従って設定する。執行者は、この報酬に責任を負わなければならない。ただし、費用の費目で払い戻しを受けるその者の権利を害しない。

第6款 不動産およびその他の登記できる財物の差押えの保証

第629条 差押えの予防付記登記。

① 差押えが不動産またはその他の登記できる財物または権利に該当する場合、執行者の申立てにより、執行担当裁判所書記官は、所有権登記簿に差押えの予防付記登記、または、対応する登記で同等の効力を持つ付記登記を行う命令を下す。その命令の発行と同じ日に、裁判所書記官は、ファックスまたは本法第162条に規定される方法のいずれかで、所有権登記所に命令を送信する。登記官は、対応する（命令）呈示記入を行い、抵当法(Ley Hipotecaria)で規定される方法で原本が提出されるまで、付記登記を保留する。

② 財物が未（表示）登記でない場合、または、被執行者以外の者のために登記されているが、被執行者の権利をもたらす者のために登記されている場合、抵当法規定の形式と効果を持って、差押えの付記の一時停止の予防付記登記することができる。

第7款 裁判所管理(administración judicial)

第630条 裁判所管理が取られるケース。

① 裁判所管理は、会社または会社団が差押えられる場合、または、会社資本、共通資産または会社に属する、または、その利用に供される財物または権利の過半を表象する株式または持分が差押えられる場合、設定できる。

② 第622条第2項および第3項に規定される場合、裁判所管理は、また、果実および収益の差押えを保証するために設定できる。

第631条 裁判所管理の設定。管理人および監査人の任命。

① 裁判所管理を設定するために、当事者および、場合に応じて、会社の管理者（会社が被執行当事者でないとき）、同じく、その株式または持分が差押えられていないところの社員または持分者が、管理人の任命に、そのような役職を遂行しなければならない人物に、保証を要求するか否かに、（管理）行為の形態に、事前の管理を維持するか否かに、計算の提出に、および、適切な報酬に関して合意に達する、または、適時に主張や証明を行なう目的で、執行担当裁判所書記官の前に出頭するよう呼び出される。

不当に出頭しない利害関係者は、出頭者が合意したものに同意したものとみなされる。

合意がある場合は、裁判所書記官は、その合意に調和して裁判所管理の条件をその決定により定める。合意がない（事項の）、または、当事者のいずれかからの反対がある事項の裁定のために、それらが証拠調べを請求した場合、それらは、執行の一般命令を出した裁判所に出廷するよう召喚され、裁判所は、決定を通して、裁判所管理について妥当と認めるものを裁定する。証拠調べが請求されなかった場合、訴訟行為は裁判所に渡され、妥当なものを直接裁定する。

② ある会社または会社団の裁判所管理が取り決められる場合、裁判所書記官は、差押えられる会社または会社グループの所有者が指定する監査人を任命しなければな

らない。会社資本の過半、または、会社に属する、または、その利用に供される財物または権利の過半が差押えられる場合、2人の監査人が任命される。1人は影響を受ける多数派によって、もう1人は（影響を受けない）少数派によって指定される。

③ 管理人の任命は、適切な場合、商業登記簿に登記される。また、裁判所管理は、不動産に影響を与える場合、所有権登記簿に付記登記される。

第 632 条 管理人の職務の内容

① 管理人が前任の管理人を交代する場合で、他に規定がない場合、管理人の権利、義務、権限および責任は、引き継いだ（前任）者に通常対応するものとなる、しかし、その性質または重要性の理由で裁判所書記官が明示的に指定する会社の持分または他の会社の持分、不動産またはその他財物を譲渡または担保に入れるには裁判所書記官の承認が必要である。

② 影響を受ける者によって指定された監査人がいる場合、管理人は、譲渡または供担保のために、それらを出頭させる。そして、裁判所書記官はその決定を通して裁定する。

③ 前2項規定の裁定は、執行の一般命令を下した裁判所への再審理の直接不服申立ての対象となる。

第 633 条 管理人の行為形式。

① 裁判所管理が取り決められると、裁判所書記官は（管理人に）指定された者に直接占有を渡し、被執行者にそれまで行っていた管理を停止するよう請求する。

② 管理人の行為について生じる紛争は、影響を受ける者の意見を聞いて、執行担当裁判所書記官が、その決定を通して、裁定する。ただし、管理人が提出すべき最終的計算に異議申立てる権利を害しない。

③ 管理人が提出する妥当な最終的計算は、当事者および監査人の閲覧に供される。それらは、5日の期間内に、その計算に異議申立てできる。その期間は、複雑さを考慮して、最大30まで延長可能である。

異議がある場合は、利害関係者の出頭を求めて裁定される。下される（書記官）決定は、裁判所への再審理の直接不服申立てができる。

第 4 節 強制執行手続

第 1 款 差押え財物の（強制執行）実行に関する一般規定

第 634 条 執行者への直接引渡し。

① 執行担当裁判所書記官は、差押えられた以下の財物をその額面価格で執行者に直接引渡す：

1. 現金。
2. 当座預金口座の残高およびすぐ処分できる他の（口座）残高。
3. 兌換通貨、場合に応じて、換算後の。

4. 額面価格がその市場価格と一致する、または、それより低い、債権者が額面価格で財物の引渡しを受入れるその他の財物。

② 勘定のプラス残高で、履行期が延期された場合は、裁判所書記官自身が回収達成のため適切な措置を講じる、その際、その実行に都合のよい、または、必要な場合に管理人を指定できる。

③ 割賦動産売買契約不履行による債務額の支払いを命じる判決の執行において、執行者がそう申立てするときは、裁判所書記官は、割賦で売却されたまたは融資を受けた財物を、契約で設定された減価償却表または減価償却参照率から計算される価格により、直接（執行者に）引き渡す。

第 635 条 株式および会社持分のその他の形態。

① 差押えられた財物が流通市場での取引が認められている株式、債券またはその他の有価証券である場合、裁判所書記官は、これらの市場を規制する法律に従ってそれらを譲渡するよう命じる。

差押えられた財物が、いかなる規制市場で相場がある場合、または、公式価格でもってある市場にアクセスできる場合も同様である。

② 差押えられたものが、株式市場に上場されていない株式またはあらゆる種類の会社持分である場合、（強制執行）実行は、株式または持分の譲渡に関する約款および法律の規定、特に、優先取得の権利に留意して行われる。

特別な規定がない場合、実行は公証人または職能団体加入商業仲立人を通して行われる。

第 636 条 前 2 条に含まれていない財物または権利の実行。

① 前 2 条に含まれていない財物または権利は、本法の規定に従って、当事者および利害関係者の間で合意され、かつ、執行担当裁判所書記官が承認する方式で実行される。

② 実行の合意がない場合、差押えられた財物の譲渡は、次のいずれかの手続きで行われる：

1. 本法規定の場合および方法での、専門の個人または組織による譲渡。
2. 裁判上の競売。

③ 前 2 項の規定にかかわらず、裁判所書記官が財物を差押えた後は、その財物の裁判上の競売のために必要な手続きが実施される。競売は、事前に申立てされなく、かつ、本法規定に従って強制実行を異なる方法で実施するよう命じられない場合、指定された期間内に行われる。

第 2 款 差押財物の評価

第 637 条 財物の評価。

差押えられた財物が第 634 条および第 635 条に係わるものでない場合、執行前また

は執行中に執行者と被執行者がその価値について合意していないとき、その評価に移行する。

第 638 条 鑑定評価人の任命、執行者と被執行者の忌避申立ておよび評価への介入

- ① 財物の評価のため、執行担当裁判所書記官が、司法機関において（評価）サービスを提供している者の中から、対応する鑑定評価人を指名する。これらの者がいない場合、鑑定評価を、資格のある要員を持ち、これらの目的のために司法機関と協力する約束した行政機関に付属する組織または技術サービス（部門）に委託できる。また、これらの組織またはサービス（部門）に委託できない場合、鑑定評価人は、財物評価について資格を付与する権限のある公的組織、つまり、そのメンバーが当該評価に適法に資格がある専門職協会のような組織が、提供するリストで形成される一覧表にその名が掲載されている個人または法人の中から任命される。
- ② 裁判所書記官が指定する鑑定評価人は、執行者および出頭した被執行者が忌避できる。
- ③ 指定された鑑定評価人は、任命後 3 日以内に、必要と考える資金の提供を申立てできる。これは、最終清算の負担となる。裁判所書記官は、申立てされた（資金）提供について判断する、そして、その支払い後に、評価人は（鑑定）意見を出す。

第 639 条 指定鑑定評価人の行為、並びに、鑑定評価への当事者およびその後発債権者の介入。

- ① 任命は指定された評価鑑定人に通知され、鑑定人は、それを妨げる事由がなければ、翌日にそれを了承する。
- ② 鑑定人は、依頼の受諾から 8 日以内に差押えられた財物の評価を裁判所に提出する。裁判所書記官がその決定を通して示す正当な事由がある場合に限り、この期間は評価の量または複雑さに応じて延長できる。
- ③ 財物または権利の評価は、不動産の場合、それらの上の負担および担保を考慮しないで、それらの市場価格で行われる。負担および担保に関しては、第 666 条の規定に従う。
- ④ 指定鑑定人が財物の評価書を引渡してから 5 日が経過するまで、第 658 条に言及される当事者および債権者は、当該評価に対する主張および評価対象の財物の経済的評価が記載された（自己の）鑑定評価人が署名した報告書を提出できる。そのような場合、裁判所書記官は、行われた主張を考慮し、健全な批判の規則に従ってすべての報告書を評価し、（書記官）決定を通して、執行のために終局的評価を裁定する。

裁判所書記官によって下された裁定は、執行の一般命令を下した裁判所への再審理の直接不服申立ての対象となる。

第 3 款 （強制執行の）実行協定

第 640 条 裁判所書記官が承認した実行協定。

執行者、被執行者および執行に直接の利害関係（があること）を証明する者は、執行対象の抵当権または質権設定財物、または、差押え財物の最も効率的な実行方法について合意するために、出頭（審理）を招集するよう執行担当裁判所書記官に求めることができる。

② 執行者が出頭（審理）に同意し、裁判所書記官がこれを否定する合理的な事由を認めない場合、裁判所書記官は、執行を中断することなく、その調整命令を通してそれを取決めて、当事者およびその訴訟で利害関係があると証される者を召喚する。

執行者または被執行者の呼掛けに応じて他の者が出席できるその出頭（審理）では、執行対象財物の実行のいかなる形式を提案でき、供託または保証して裁判上の競売で得られる価格よりもかなり高い価格でその財物の取得を申し出る人物を紹介することができる。また、執行者の権利の満足の他の形態を提案できる。

③ 執行者と被執行者との間で、本法によりその権利が保護される第三者に損害を与えることがない合意が成立した場合、裁判所書記官は、これを（書記官）決定を通して承認し、合意目的の財物に関する執行を中断する。また、執行者と被執行者以外で合意が影響を与える者の同意が含まれている場合、合意を同じ中断効で承認する。

協定が登記できる財物に係わる場合、その（裁判所書記官）承認には、執行される担保の後で自己の権利を対応する登記簿に登記または付記登記した債権者および第三所有者の同意が必要である。

④ 合意の履行が証明されると、裁判所書記官は、合意に係わる財物に関する執行を取消す。協定された期間内に合意が履行されない場合、または、何らかの事由で執行者が合意された条件に満足しない場合、執行者は執行中断の解除および本法規定の方式での競売への移行を申立てできる。

⑤ 本条第3項に係わる合意に達しなかった場合、財物の最良の実行のため裁判所書記官の判断で、状況がそう促がす場合には、本条の最初の2項で規定される条件の下で合意を試みるために出頭（審理）を繰返すことができる。

第4款 専門家または専門組織による実行

第641条 専門家または専門組織による（強制執行の）実行。

① 執行者の請求により、または、執行者の同意を得た被執行者の請求により、差押えられた財物の特性がそのように促がす場合、執行担当裁判所書記官は、その調整命令を通して、財物を、それらの財物が売買される市場について知識があり、該当する市場で事業を行うために法的に要求される要件を満たす専門家が実行するよう取り決める。

裁判所書記官は、前項に規定される条件で申立てされる場合、財物が専門の公的機関または民間機関を通して譲渡されるよう取り決めることもできる。そのように処理される場合、譲渡は、執行の目的と矛盾せず、執行者と被執行者の利益を適切に保護する限り、競売または譲渡を行う（競売）取扱所または組織の規則と慣行に従う。

これらの目的のために、訴訟代理士会は財物競売の専門組織と指定できる。

② 前項の場合、専門家または専門組織は、裁判所書記官が（それらの者が）業務の履行に責任を負うために決定する金額で、保証を提供しなければならない。実行が公的機関または訴訟代理士会に委託される場合は、保証は必要ない。

③ 実行は、法的に要求される要件を満たすことを条件として、申立てで指定された専門家または専門団体に委託される。同じ裁定において、両当事者が合意した内容に従って実行がなされなければならないところの条件が、決定される。合意がない場合、評価額の 50% を下回る価格で譲渡することはできない。執行担当裁判所書記官は、財物の特性またはその価格の減少の可能性が促がすときは、執行者の同意を得て、第 626 条の規定に従って実行される動産が保管されているところの訴訟代理士会を競売の専門組織として指定できる。

この目的のために、必要な役務の要件および組織形態は、競売、競売物および競売結果の適切な広報を保証して、（法令の）規則に従って決定される。

前各段の規定にかかわらず、実行しようとする財物が不動産である場合、実行が委託される専門家または専門組織の決定、および、実行がなされなければならないところの条件の決定は、両当事者および訴訟に利害関係があると証明する者が召喚される事前の出頭（審理）の後で、なされる。裁判所書記官は、出頭（審理）に出席した者たちの陳述を考慮して、適切と考えるものをその決定によって裁定する、しかし、第 666 条の規定に従って不動産に与えられた価値の 70% 以下で譲渡されることを承認しない。ただし、出頭（審理）に出席したかどうかにかかわらず、両当事者および全ての利害関係者の合意が証される場合を除く。

④ 財物の実行が終わるとすぐに、対応する専門家または専門組織は、発生した費用とその介入に対応する費用を控除して、預託口座に取得した金額を入金する。裁判所書記官は、（実行）業務を承認しなければならない、または、場合に応じて、実行とその状況に関する適切な説明を要求しなければならない。業務が承認されると、実行委託された専門家または専門組織によって提供された保証が返還される。

⑤ 委託から 6 か月が経過しても実行が行われない場合、裁判所書記官は、委託を取り消す決定を下す。ただし、委託された専門家または専門組織が、その者に責めを負わせられない事由で当該期間内に実行できなかったこと、また、その事由が消滅したことにより、または、その消滅が予見できることにより、委託を（新たに）与えられる期間内に履行できると説明する場合を除く。この期間は次の 6 か月を超えることはできない。委託が履行されずにこの（新たな）期間が経過すると、裁判所書記官は終局的に委託を取り消す。

委託が取り消されると、保証は執行の目的に当てられる。ただし、それを提供した専門家または専門組織が、財物の実行が自己の責めに帰さない事由で不可能であったことを証明する場合を除く。

第 642 条 負担の存続と取消。

① （財物上の）負担の存続および取消しに関する本法の規定は、本款および前款の規定に従って、抵当権が設定されたまたは差押えられた不動産の所有権移転の場合も、適用される。

② 前項の規定のために、前 2 条の規定に従ってなされる譲渡は、執行担当裁判所

書記官により、不動産の移転が負担の（登記）証明書に基づく登記の状況を取得者が知ってなされたことを事前に確認して、（書記官）決定を通して承認されなければならない。

移転が承認されると、代金の分配、取得者の権利の登記、負担の取消命令については、不動産競売の規定が適用される。

不動産の移転を承認する（書記官）決定の公証謄本は、所有権登記所にとって十分な（取消）命令となる。

第5款 動産の競売

第643条 競売の準備。重要な価値のない差押え財物。

① 競売は、執行の良好な結果のために最も都合の良いものに従って、1つまたは複数の財物または財物のロットの売却をその目的とする。ロットの形成は、当事者の意見を聞いた後、裁判所書記官に対応する。この目的のために、競売を発表する前に、当事者は競売ロットの形成に関して適切と思われることを主張できるように、5日の間で召喚される。

② 終局的査定または評価に基づいて、競売で発生する費用を少なくとも超える金額が得られないことが予測できる場合、財物または財物のロットの競売は開催されない。

第644条 競売の開催。

差押えられた財物の適正価格が設定されると、裁判所書記官は、その決定を通して、競売開催を取り決める。

競売は、いずれにしても、裁判所書記官の責任の下、競売ポータル(Portal de Subasta)で電子的に実施される。

第645条 競売の告知および広報。

① 前条規定の裁定が確定すると、競売の開催は、国の官報で告知され、（告知は）出頭しない被執行者への通知となる。裁判所書記官は、執行手続きが行われる前に、競売開催の告知の広報を命じ、それは次条に係わる内容で電子的に国の官報に送信される。同様に、情報提供のみを目的として、競売の告知は司法機関ポータル(Portal de la Administración de Justicia)で広報される。

また、執行者または被執行者の請求により、執行担当裁判所書記官が適当と認める場合には、実行される財物の性質および価値に最も適した公私の手段を用いて、合理的な広報がなされる。

② 各当事者は、競売の広報のために申立てした手段から派生する費用を支払う義務がある。ただし、国の官報での広報により執行者に発生する支出を費用算定に含めること害しない。

第646条 競売の告知および広報の内容。

① 国の官報での競売の告知には、競売の日付、執行手続きが行われる司法事務局、その識別番号とクラス、および、競売ポータルでの競売に対応する電子アドレスのみが含まれる。

② 競売ポータルでは、各競売について個別の公示が組み込まれる。公示には競売および競売にかけられる財物の一般のおよび特定の条件、ならびに、競売に関連する情報および事情、並びに、必要的に、そのレート(tipo)として役立つ競売の目的財物の評価または査定が含まれる。これらのデータは、情報を提供し、順序立てて配列するために、競売ポータルが電子的に処理できる形式で、競売ポータルに送信されなければならない。

公示および競売ポータルでは、すべての入札者が現存する（財物に係わる資格付与）証書を十分と受入れている、または、その不存在およびその入札価格が第 650 条で定められた競売レートのパーセンテージを超えないことの結果に納得するとされていることも同じく記載される。

③ 他の手段で行われる広報の内容は、それぞれの場合に使用されるメディアの性質に合わせられる、そこでは、費用の節約を最大限に追求し、財物または財物のロットを特定するために必要なデータ、その評価額、占有の状況および競売ポータル内の競売に対応する電子アドレスに限定することができる。

第 647 条 入札要件。入札執行者。

① 競売に参加するには、入札者は次の要件を満たす必要がある：

1. 自分自身を十分に識別させる。

2. 競売の一般のおよび特定の条件を認識していることを宣言する。

3. 対応する（入札参加）認証を所有している。そのためには、財物の価値の 5% を供託する必要がある。供託は、競売ポータルを通して電子的手段で行われる。競売ポータルは、国税庁が自己の利用に供するテレマティックサービスを使用する。国税庁は、協力機関を通して収入を受け取る。

② 執行者は、入札者がいる場合にのみ競売に、なされた入札価格を上回って入札して、なんらかの金額を供託することなく、参加できる。

③ 執行者または後発債権者のみが、落札物を第三者に譲渡する権能を留保して、入札することができる。譲渡は、書面で証されなければならない落札金員の支払いの前にまたは同時に、譲渡を受け入れなければならない譲受人と共に執行担当裁判所書記官の前に出頭することによって確認される。同じ権能が執行者に、（執行者が）競売財物の取得を上述の場合で申立てする場合、対応する。

第 648 条 電子的競売。

電子的競売は、次のルールに従って実行される：

1. （電子的）競売は、競売の電子的開催のための官報庁(Agencia Estatal Boletín Oficial del Estado)に属するポータルで行われ、その管理システムにはすべての司法事務局がアクセスできる。司法事務局と競売ポータルの間で行うべきすべての情報交換は、テレマティックに行われる。各競売には、一個の識別番号が付与される。

2. 競売は、競売開始に必要な情報が競売ポータルに送信されると、国の官報での告知の公報から少なくとも 24 時間経過して開始される。
3. 競売が開始されると、電子入札のみを、競売の種類、供託および適用されるその他のルールに関する本法の規則に従って、行うことができる。いずれにせよ、競売ポータルは、付け値の存在と金額をその開催の間に通知する。
4. 電子競売に参加するには、利害関係者は、いずれにしても、入札者の完全な識別が存在する形式で、2003 年 12 月 19 日法律 59/2003 の電子署名法の規定に従って、電子識別および電子署名の安全メカニズムを介してシステムにアクセスして、システムユーザーとして登録されなければならない。登録は、電子識別および電子署名の安全メカニズムを介して競売ポータルを通して行われ、また、必ず利害関係者のすべての識別データが含まれる。執行者は、供託を行う必要なく、彼らが開始した執行手続きから生じる競売に入札者として参加できる方法で識別される。
5. 執行者、被執行者または、居る場合、第三所有者は、その責任の下で、いずれにしても、手続きが行われる司法事務局を通して、評価報告書またはその他の公式書類からの、彼らの判断で潜在的入札者にとって関心があると見なされる、入札物件に関する（裁判所により直接にまたは公証人を通して取得された）すべての情報を競売ポータルに送信することができる。裁判所書記官は、適切であると判断した場合、自らの意思でこれを行うこともできる。
6. 付け値は、安全な通信システムを介して競売ポータルに電子的に送信される。競売ポータルは、付け値を受け取った正確な時刻とその金額のタイムスタンプを含む技術的な受取証明を返送する。入札者は、また、第 652 条第 1 項第 2 段に係わる留保に同意するかどうか、および、自分自身のために入札するか第三者のために入札するかを示さなければならない。既になされた入札より高額、同額または低額の入札は受入れられる。最後の 2 つのケースでは、その瞬間から供託の保留に同意したとみなされ、同額または高額の入札をした入札者が最終的に取得価格の残余を供託しない場合に考慮に入れられる。同額の入札があった場合、時間的に前の入札が優先される。競売ポータルは、その時までに行われた入札の中で最も高い入札のみを公開する。

第 649 条 競売の展開と終了。

① 競売は、開始から 20 日の間、入札を受け付ける。競売は、最後の入札が行われてから 1 時間経過するまで終了しない。ただし、本条に係わる 20 日間の最初の期間を最大 24 時間延長する場合でも、それまでの最良の入札額よりも高かった場合に限る。

裁判所書記官は、債務者の破産宣告を知った場合、仮に競売が開始されていたとしても、（書記官）決定を通して執行を中断し、競売の無効に移行する。このような状況は、競売ポータルに直ちに通知される。

② 競売が 15 日以上中断された場合、（入札者の）供託物は返還され、（競売）告知発表の直前の状態に戻る。競売の再開は、あたかも新しい競売であるかのように、告知の新しい発表によって行われる。

③ 競売の閉鎖日において、および、その後に、競売ポータルは、落札額となった

テレマティック入札の認証情報を、その姓名および電子アドレスとともに、裁判所書記官に送信する。

最高入札者が提示した価格を満足させなかった場合、裁判所書記官の請求により、競売ポータルは、次の入札額を、降順で、また、その入札者の身元に関する認証情報を送信する。ただし、この者が第 652 条第 1 項第 2 段に係わる入札の留保を選択した場合に限る。

④ 競売が終了し、（認証）情報が受領されると、裁判所書記官は最高入札者の名前とその者がなした入札価格を表示して、その情報の記録を残す。

第 650 条 競売の承認。支払い。財物の取得。

① 最高入札額が査定額の 50% 以上の場合、裁判所書記官は、競売終了の同日または翌日に（書記官）決定を通して、最高額入札者のために落札を承認する。落札者は、（書記官）決定の通知から 10 日以内に、入札金額から保証金を差し引いた金額を供託する必要がある、この供託が行われると、財物を所有することになる。

② 査定額の 50% 以上で最高の入札額をなしたのが執行者であった場合、落札が承認された後、裁判所書記官は元本と利息の未払金の清算に移行する。精算の通知があると、執行者は、差額があった場合、10 日以内に差額を供託する。

③ 評価額の 50% 以上の（複数の）入札のみが行われたが、十分な銀行または抵当保証付き分割払いを申し出た場合、執行者は、査定額の 50% による（自己への）財物の授与が請求できることを次の 5 日以内に通知される。執行者がこの権利を利用しない場合、落札はそれらの入札額の最高のもののために承認される。

④ 競売でなされた最高入札額が評価額の 50% 未満である場合、被執行者は 10 日以内に、評価額の 50% を超える金額を提供して入札額を改善する、または、上記の金額未満でも、執行者の権利を完全に満足させるのに十分な額を提供する、第三者を紹介することができる。

被執行者が前段の規定を実行せずに指定された期間が経過したら、執行者は、5 日以内に、財物の評価額の半分により、または、すべての（負債）項目によって（財物）が負っている金額により、財物の授与を請求できる。ただし、この金額が最高の入札額よりも大きいことを条件とする。

執行者がこの権能を利用しない場合、落札は最高入札者に承認される。ただし、提示された金額が評価額の 30% を超えるか、それより低い場合は、少なくとも利息と費用の予測を含め、執行目的の金額をカバーする場合を条件とする。最高入札額がこれらの要件を満たさない場合、執行担当裁判所書記官は、当事者の意見を聞いた後、事件の状況を鑑みて、特に債務の履行に関連する債務者の行為、他の財物の実行を通して債権者の満足を達成する可能性、落札の承認が債務者にもたらす資産の犠牲、および、債権者が（落札）承認から取得する利益を考慮して、落札の承認について裁定する。後者の場合、落札を承認する（書記官）決定に対して、執行の一般命令を下した裁判所に再審理の直接不服申立てできる。

裁判所書記官が落札の承認を否認するときは、次条の規定に従って手続きされる。

⑤ 入札額により執行者または被執行者が本条第 3 項および第 4 項によって付与された権能を行使できる場合、裁判所書記官は、指定された期間が経過した後、最高

入札者であった入札者に必要的通知を行うか、場合に応じて、執行者または被執行者がそれぞれの権限を行使したことを通知する。

⑥ 落札の承認または執行者への（財物）授与の承認の前に、いつでも、被執行者は、元本、利子および費用について執行者に負っているものを全額支払うことにより、自分の財物を（競売から）解放することができる。この場合、裁判所書記官は、その決定を通して競売を中断するか、無効にするよう取り決める、いずれにしても両方の場合競売ポータルに直ちに通知する。

⑦ 落札が承認され、（競売保証）供託額と落札金員との差額が、預託口座に供託されると、（財物）授与の（書記官）決定が下される。その決定では、価格が供託されたことが示される、また、同様に、競売ポータルにそのような行為の通知を送る。

第 651 条 執行者への財物の授与。

競売で入札者がいない場合、債権者は、評価額の 30%により、または、すべての（負債）項目によって（財物）が負っている金額により、財物の授与を請求できる。

執行債権者は、いかなる場合も、競売入札者として行為しても、鑑定評価額の 30%未満の金額で、財物を取得できず、あるいは、落札または授与を第三者に譲渡できない。

債権者が 20 日以内にこの権能を行使しない場合、裁判所書記官は、被執行者の請求で差押えの解除に移行する。

第 652 条 入札のために設定された供託金の行方。

① 競売が終了すると、入札者によって供託された金額は、最高入札者に対応するものを除いて、解放または返還される。最高入札者の供託額は、その義務の履行の保証として、また、場合に応じて、売却価格の一部として預託口座に留保される。

ただし、他の入札者がそう申立てする場合、それらの者が供託した金額の留保も維持される。これは、落札者が残りの価格を期間内に引き渡さない場合、落札がその者に続く者に、それぞれの入札額の順序、また、それらが同じである場合は、それらがなされた時系列順で、有利に承認されるためである。

② 前項の規定に従って行われる返還は、入札者として行動したか、他の者の名で行動したかに関係なく、入金を行った者に対して行われる。

第 653 条 競売の破綻(*quiebra*)。

① 前条の落札者のいずれも指定期間内に価格を供託しなかった場合、または売却がそれらの過失により無効になった場合、それらは預託した金額を失い、新しい競売に移行する。ただし、これら落札者によって設定された供託金で、執行者の債権の元本と利息および費用を満たす場合を除く。

② 競売破綻の原因となった落札者の供託金は、第 654 条および第 672 条の規定に従って、裁判所書記官によって執行目的のために適用されるが、余剰は、それがあ

る場合、供託者に交付される。供託金が執行者の権利と費用を充足するのに達しない場合、それらは先ず第一に、新しい競売で発生する費用を充足するために使用され、残りはその競売で得られる金額に追加される、また、第 654 条および第 672 条の規定に従って適用される。後者の場合で、余剰がある場合、競売で申し込まれた価格が完成するまで被執行者に引き渡される、また、場合に応じて、新しい落札で発生した価格の低下が補償される。この補償が行われた後にのみ、残ったものは供託者に返還される。

第 654 条 執行者への支払い、残金の行方、弁済の充当、および、執行が不十分な場合の未決債務の証明。

- ① 落札金員は、執行がそのためになされた金額に基づいて執行者に引き渡され、落札金員がその金額を超える場合、残りは最終的に執行者に負うものの清算および執行費用の額の清算がなされるまで裁判所に保持される。
- ② 財物の強制実行が完了し、執行者が完全に満足し、費用が支払われた後の残余は、被執行者に引き渡される。
- ③ 執行が、それがなされたところの全金額および執行中に発生した利息および費用を決済するのに不十分であることが判明した場合、当該金額は、次の順序で充当される：利子、元本、延滞利息および費用。さらに、裁判所は、元本、利子、延滞利子および費用に対応する証明書以外に、落札金員およびすべての費目の未払い債務の証明書を発行する。

第 6 款 不動産の競売

第 655 条 本款の適用範囲および前款規定の補足適用。

- ① 本款の規範は、不動産の競売、および、不動産と同様な登記公示制度に服する動産の競売に適用される。
- ② 前項の競売においては、動産競売の規範が適用される。ただし、次条以下で規定される特殊性の場合を除く。

第 656 条 所有権と負担の証明書。

① 競売の目的物が本款の範囲に含まれる場合、執行担当裁判所書記官は、該当する登記を担当する登記官に、（登記）証明書を裁判所に送付するよう命令を下す。この証明書には、次の事項が証される：

1. 所有権原、および、その他の物権または担保権。
2. 差押えられた登記可能財物に存在するあらゆる性質の権利、特に、その財物に登記された負担の完全なリスト、または、場合に応じて、負担がないこと。

いずれにしても、証明書は電子形式で発行され、整理された内容で情報を提供する。

② 登記官は、前項に係わる証明書の発行を（登記簿の）欄外に注記し、その日付とその関連手続きを表示する。

登記官は、第 667 条の目的のために初期の情報に影響を与える、または、変更する

別の権原が提出されたという事実を裁判所書記官および競売ポータルに直ちにテレマティックの方式で通知する。

競売ポータルは、登記所から提供された情報を直ちに収集し、その内容を参考にする者に送付する。

③ 上記にかかわらず、裁判所書記官によって正式に権限を与えられた執行者の訴訟代理士は、差押えが付記登記されると、本条第1項に係わる証明書を請求できる。その発行は同じく欄外注記の対象となる。いずれにしても、証明書は電子的フォーマットでもって、整理された内容で発行される。

第 657 条 抹消または減少された負担の情報。

① 執行担当裁判所書記官は、執行開始対象の債権に優先する以前の債権の名義人および被執行者に、被担保債権の存続とその現在の金額について報告を求めめるために、職権で尋ねる。この情報を請求された者は、できるだけ正確に、債権が存続しているかどうか、何らかの事由で消滅しているかどうか、存続している場合は未払い金額、満期日および、場合に応じて、期限および支払いがなされるべき条件を示さなければならない。債権が期限を過ぎても支払われていない場合、期限が来た延滞利息および延滞日ごとに発生する利息が達する金額が報告される。優先が以前の差押えの付記登記に起因する場合、当該情報が作成される日に期限が来た元本と利息の未払い額、および、債権者への支払いが実行されずに経過する日ごとに発生する遅延利息が達する金額および費用の予測が表示される。

前段の規定により発行される書簡は、執行者の訴訟代理士に送られ、その者がその履行を受け持つ。

② 執行担当裁判所書記官は、前項に係わる被執行者と債権者が債権の存続と現行の金額について陳述する内容を考慮して、それについて一致がある場合、執行者の請求により、抵当法第144条に定める目的のために妥当な命令を下す。不一致がある場合、被執行者と債権者は裁判所の審問に召喚される、これは次の3日以内に開かれなければならない。そして、次の5日以内に、不服申立ての対象とならない決定を通して裁定される。

③ 被執行者および債権者への（情報）請求から10日が経過した後、いずれの応答もなかった場合、負担は、執行のみを目的として、（情報）請求時に優先権原の中で設定されている条件で現行化されていると解される。

第 658 条 被執行者以外の名で登記された財物。

登記官が発行する証明書から、差押えられた財物が被執行者以外の人の名で登記されていることが判明した場合、裁判所書記官は、両当事者の意見を聞いた後、登記に所有者として表示される者の相続人の地位を有する被執行者に対する（執行）手続きの場合、または、そのようなことを考慮して差押えがなされた場合を除いて、差押えの解除を命じる。

前項の規定にかかわらず、被執行者以外の者の名による所有権の登記が、差押えの付記登記の後であった場合、差押えは維持され、第662条の規定に従う。

第 659 条 後に登記された権利の名義人

- ① 登記官は、負担の証明書に記載されていて、執行者の権利の（登記）欄に続く欄に記載される権利の名義人に執行の存在を、登記簿にその住所が証される場合、通知する。
- ② 所有権と負担の証明書の発行後に登記された権利の名義人には、いかなる種類の通知もなされない、しかし、執行担当裁判所書記官に自己の権利の登記を証明すると、それらの者を（価格）評価およびそれらの者に影響を与える（執行）手続きのその他の行為に介入させる。
- ③ 執行される担保の後に登記された権利の名義人が、落札の前に、登記簿で分かる責任の範囲内で、債権、利子および費用の額を支払う場合、それらの者は原告の権利に、支払われた金額の範囲で、代位する。支払いと代位は、（登記に）示された金額の引渡しの公証人証書の登記所への提出により、または、場合に応じて、裁判所書記官によって発行される適時の命令の登記所への提出により、当該債権者が代位する担保の登記または付記登記の欄外および自己の債権または権利の登記または付記登記の欄外にそれぞれ記載される。

第 660 条 通知の実施形態。

- ① 第 657 条および第 659 条に係わる通知は、登記簿に記載される住所で、受領確認付きの郵便またはその他の公証できる手段によって行われる。

本条規定の目的のために、財物にかかる物権、負担または担保の登記名義人は、執行の際に通知を受けることを希望する国内の住所を登記簿に記録することができる。この状況は、名義人であるところの物権、負担または担保の登記の余白に注記として記録される。通知の目的で電子メールアドレスを記載することもできる。電子メールアドレスを示したことで、通知を受け取るこの手続きに同意したと理解される。ただし、これら通知は人への通知に累積的および非代替的になされることを害しない。この場合、期間の計算は、受け取った通知の最初のもの翌日から行われる。通知は訴訟規範または 2011 年 7 月 5 日の法律 18/2011 司法機関における情報・通信技術使用調整法に従ってなされる。住所または電子メールアドレスの設定または変更は、本法第 683 条第 2 項に係わる方法および効果で、登記所に通知することができる。

第 656 条に係わる証明書には、登記官から直接送付されたか、執行者の訴訟代理人によって提供されたかにかかわらず、前述の通知の実行を表記しなければならない。住所が登記に記載されていない場合、または、通知が何らかの事由で返送された場合、登記官は、国の官報に記載される公示によって新しい通知をなす。

- ② 登記所からの通知がないこと、または、通知が被る可能性のある方式の欠陥は、執行において財物を取得した者の権利の登記の妨げにはならない。

第 661 条 賃借人および事実上の占有者に対する執行の通知。占有状況の公表。

- ① 被執行者の財物の申告により、執行者の指摘またはその他の方法により、差押

えられた不動産を占有する被執行者と異なる者の存在および身元が（執行）手続きで証されるときは、それらの者に、（それらの者が）10日以内にその状況を正当化する権原を裁判所に提出するために、執行の存在が通知される。この通知は、被執行者の訴訟代理士が請求する場合、または、裁判所書記官が状況に鑑みてそう取り決める場合、同代理士が行うことができる。

競売ポータルおよび、場合に応じては、公共または民間のメディアで行われる競売の公報において、不動産の占有状況が可能な限り詳細に表示され、または、反対に、占有されていないことが、この（非占有）状況を執行担当裁判所書記官が正式に認めている場合、表示される。

② 執行者は、裁判所に、一旦執行で不動産が譲渡されると、占有者はそれに留まる権利を失うことを、競売の発表前に（裁判所が）宣言するよう請求できる。請求は第675条第3項の規定に従って取扱われ、裁判所はこれに同意して、不服申立て不可の決定により、占有者が単なる事実上または十分な権原なしに占有していると考えられるときは、請求された宣言を行う。別の場合、占有者が不動産に留まる権利を有することを、事後の不服申立てなしで、宣言する。ただし、それら占有者を立ち退かせる、将来取得者に対応する請求権を害しない。

前段に係わる宣言は、競売公報に記載される。

第662条 第三取得者(*tercer poseedor*)。

① 不動産が執行で売却または譲渡される前で、その差押えが付記登記された後、または、強制執行開始が登記簿に記録された後、不動産が第三取得者の支配下に移された場合、この者は、自己の登記を明らかにして、司法事務局で訴訟記録を自己に開示するよう請求できる。裁判所書記官は、（執行）手続きの進行を麻痺させないで、事後行為が円滑になるように、これを取り決める。

② 前項に係わる期間に、抵当に入れられた、または、差押えられた不動産の用益権または使用権のみを取得した者、あるいは、虚有権または直接所有権(**dominio directo*)を取得した者は、第三取得者と見なされる。

③ 落札の承認または債権者への（不動産の）譲与の前、いつでも、第三取得者は、債権者に負っている元本、利息および費用を、不動産が負っている責任の範囲内で、満足させて、また、場合に応じて、本法第613条第3項の規定を準用して、不動産を（執行から）解放することができる。

（訳者注：tercer poseedor とは、不動産の強制執行において、差押え不動産の取得者であり、自己の（取得）権原の登記を証明して、執行手続きに介入でき、また、不動産が服する責任の限度で債権者に弁済して不動産を執行から解放できる。）

（訳者注：Dominio directo とは、永小作権などの土地利用権を譲り渡した（土地）所有者が保留する所有権である（いわゆる、底地権））

第663条 差押えられた不動産の所有名義書の提出。

① 差押え不動産の所有権と負担の証明書の発行が命じられるのと同じ裁定において、裁判所書記官は、その調整命令を通して、職権でまたは当事者の請求により、

被執行者に、物件が登記簿に登記されている場合は、10日以内に所有権の権原証書を提出するよう請求できる。

② 執行者の訴訟代理士は、当事者が申立てる場合、前項に規定された請求を実施できる。

(所有)権原書の提出は執行者に、その者がそれで十分であると述べるため、または、そこで気付いた欠陥の修正を提案するために、伝えられる。

第 664 条 (所有)権原書の不提出または不存在。

被執行者が前述の期間内に(所有)権原書を提出しなかった場合、裁判所書記官は、執行者の請求により、場合に応じて、それらが存在する登記簿または文書ファイル(archivos)からそれらを取得して、提出を強制するために適切と思われる圧力をかけることができる。文書ファイルまたは登記簿が公開されている場合、執行者の訴訟代理士に(取得)権限を与えることができる。

(所有)権原書がない場合、抵当法第5章規定の手段によりその欠如を補充することができる。執行裁判所が、この目的のために実施されなければならない裁判上の行為を承認する権限を有する場合、これら(行為)は執行訴訟内で行われる。

第 665 条 (所有)権原書の欠如の補充のない競売。

債権者の請求により、事前に(所有)権原書の欠如を補充することなく、公示でこの状況を表示して、不動産を公的競売に引き出すことができる。この場合、抵当法施行規則第140条第5号の規定に従う。

第 666 条 不動産の競売のための評価。

① 不動産は、本法第637条以降の規定に従って実施される(価格)評価から、執行がなされる担保(権)の前の(その優先順位が所有権および負担の登記証明書に由来する)全ての負担と権利の価額を差し引いた価格で競売にかけられる。

この操作は、不動産の評価価額から、負担の証明書に由来する保証額の合計、または、場合に応じて、第657条第2項の規定に従って登記簿に記録された金額を控除して、裁判所書記官によって行われる。

② 負担または担保の額が、不動産に決定された価額と同等またはそれを超える場合、裁判所書記官は、その不動産の執行を中断する。

第 667 条 競売の招集。

① 第645条の規定に従って、競売の招集が告知され、公報の目的となる。

② 競売ポータルは、登記官協会(Colegio de Registradores)のシステムを介して、競売終了まで常に更新され、また、競売ポータルで提供される(競売)不動産に係る電子登記情報を作成し、発行するため対応する登記所と通信する。同様に、不動産がグラフィックベースで識別される場合、同じ情報が提供される。(競売)告知の公表から48時間後に何らかの事由で上記の(グラフィック)情報を発信できな

った場合は、その旨が表明され、競売が開始される。ただし、競売終了前に競売ポータルに後で組み込まれることを害しない。

第 668 条 競売の告知および公報の内容。

- ① 競売告知の内容およびその公報は、第 646 条の規定に従って行われる。
- ② 競売ポータルには、それぞれ別個に、第 646 条に示されるデータに加えて、競売目的物の識別情報、その登記データ、および、存在する場合、地籍参照情報、同じく、競売に関連するデータと状況、および、必然的に、競売のレートとして機能する査定または評価、存在する場合、優先する負担の軽減、および、執行手続きで証される場合、それらの占有状態を表示する告知が組み込まれる。また、妥当な場合は、第 669 条第 3 項に規定される競売の対象となる不動産を訪問する可能性も示される。これらのデータは、情報の提供および整頓のために競売ポータルが電子的に処理できる形で競売ポータルに送信する必要がある。

(競売) 公示および競売ポータルでは、すべての入札者は執行手続きにおいて既存の所有権原書をこれで十分として受け入れるものと、または、その権原書の不存在を納得するものと、同じく、その入札額が第 670 条で設定される競売のレートのパーセンテージを超過しない場合の結果を納得するものとみなされることが同様に記される。さらに、執行者の債権に先立つ負担、担保および登記記入が存続することが示され、また、競売に参加するという単なる事実によって、入札者はそれらを認め、落札した場合、それらから派生する責任への代位を受入れることが示される。

- ③ 登記証明書は、場合に応じて、競売ポータルを通して参照できる。入札の対象となるすべての不動産は、対応する登記所から、競売ポータルを通して、(執行) 手続き開始のために発行された証明書、および、第 667 条に係わる更新された登記情報、不動産に組み込まれていたら、地籍参照情報、可能であれば、法的に規定された条件で、不動産に関連付けられたグラフィック、建物または環境情報が提供される。

第 669 条 競売の特別条件。

- ① 競売に参加するには、入札者は、事前に、第 647 条第 1 項規定の方式で、本法第 666 条の規定に従って不動産に付けられた価値の 5% に相当する金額を供託しなければならない。
- ② 入札者は、競売に参加するという事実だけで、(訴訟) 記録に証される所有権原を、または、所有権原がないことを十分に受け入れ、同様に、落札する場合は、執行がそのためになされる債権の前の負担を代位することも受け入れるものとみなされる。
- ③ 入札期間中、競売の利害関係者は裁判所に対し、執行される不動産の検査を申立てでき、裁判所は占有者に通知し、同意を求める。占有者が不動産の検査に同意し、不動産の競売のより良い展開を促進するために裁判所の要求に適切に協力した場合、債務者は、(その者が) 占有者である場合、または、占有者が債務者の請求で行動した場合、裁判所に不動産が譲渡される価格の 2% までの債務の減額を申立てできる。裁判所は、状況に応じて、5 日間を超えない期間で執行者の意見を聞いた後、

最大控除額の範囲内で妥当な債務の減額を判断する。

④ 15日以上中断された競売の再開は、場合に応じて、あたかも新しい競売であるかのように、告知の新たな公報および登記情報の新たな請求を通して、実行される。

第 670 条 落札の承認。支払い。債権者への不動産の授与。

① 最高入札額が、不動産が競売にかけられたところの価格の 70 パーセント以上であった場合、その執行担当裁判所書記官は、（書記官）決定を通して、同日または競売の締め切りの翌日に、最高額入札者のために落札を承認する。落札者は、40 日以内に、預託口座に、供託額と落札合計価格との差額を供託する必要がある。

② 不動産が競売にかけられたところの価格の 70%以上で最高額の入札を行った者が、執行者であった場合、落札が承認された後、裁判所書記官により（執行者の債権の）元本、利子および費用について（不動産が）弁済する義務のあるものの清算に移行する。この清算を受けて、執行者は、差額があれば、それを供託する。

③ 不動産が競売にかけられたところの価格の 70%以上で入札が行われたが、分割払いが、延期される価格の十分な銀行または抵当保証付きで、提案された場合、執行者に、次の 20 日以内に競売に出された価格の 70%で不動産の（自己への）授与を請求できる旨を通知する。執行者がこの権利を利用しない場合、落札は、それらの入札額のうち最高額のために、そこで提案された支払い条件と保証をもって、承認される。

④ 競売で提示された最高入札額が、不動産が競売にかけられたところの価格の 70%未満である場合、被執行者は、10 日以内に、評価額の 70%を超える金額を提供して入札額を改善する、または、上記の金額未満でも、執行者の権利を完全に満足させるのに十分な額を提供する第三者を紹介することができる。

被執行者が前段の規定を実行せずに指定された期間が経過したら、執行者は、5 日以内に、不動産の評価額の 70%により、または、すべての（負債）項目によって（不動産）が負っている金額により、不動産の授与を請求できる。ただし、（後者の場合）その金額が評価額の 60%および最高入札額よりも大きいことを条件とする。

執行者がこの権能を利用しない場合、落札は最高入札者に承認される。ただし、提示された金額が評価額の 50%を超えるか、それより低い場合は、少なくとも利息と費用の予測を含め、執行目的の金額をカバーする場合を条件とする。最高入札額がこれらの要件を満たさない場合、執行担当裁判所書記官は、当事者の意見を聞いた後、事件の状況を鑑みて、特に債務の履行に関連する債務者の行為、他の財物の実行を通して債権者の満足を達成する可能性、落札の承認が債務者にもたらす資産の犠牲、および、債権者が（落札）承認から取得する利益を考慮して、落札の承認について裁定する。後者の場合、落札を承認する（書記官）決定に対して、執行の一般命令を下した裁判所に再審理の直接不服申立てができる。裁判所書記官が落札の承認を否認するときは、次条の規定に従って手続きされる。

⑤ 前各項の規定に従って不動産の落札者となった者は、以前の負担または担保権があれば、その存続を受け入れ、それらから派生する責任に代位しなければならない。

⑥ 抵当法第 107 条第 12 号に係わる抵当権を設定する申立てがなされる場合、裁判

所書記官は、（落札）金額が支払われる前であっても、落札を承認する（書記官）決定の公証謄本を直ちに発行する。その際、発行の目的を記載する。（抵当権設定）申立てにより、競売価格の支払い期間が中断され、公証謄本が申立人に渡されると再開される。

⑦ 落札の承認または執行者への（不動産）授与の承認の前に、いつでも、被執行者は、元本、利子および費用について執行者に負っているものを全額支払うことにより、自分の不動産を（競売から）解放することができる。この場合、裁判所書記官は、その決定を通して競売を中断するか、無効にするよう取り決める、両方の場合、競売ポータルに直ちに通知する。

⑧ 落札が承認され、（入札参加）供託額と落札の合計価格との差額が、預託口座に供託されると、（不動産）授与の（書記官）決定が下される。その決定では、価格が供託されたこと、および、抵当法制に従って登記に必要なその他の事情が表示される。

第 671 条 入札者のいない競売

競売に入札者がいない場合、債権者は、競売終了後 20 日以内に、財物の授与を申立てできる。債務者の常住居でない場合、債権者は、不動産が競売にかけられたであろう価格の 50%により、または、すべての項目の未払い額により授与を請求できる。債務者の常住居の場合、財物が競売にかけられたであろう価格の 70%に等しい金額により、または、すべての項目の未払い額がそのパーセントより少ない場合は、60%により授与を請求できる。いずれにしても、第 654 条第 3 項に含まれる弁済充当規則が適用される。

債権者が 20 日以内にこの権能を行使しない場合、裁判所書記官は、被執行者の請求により、差押えの解除に移行する。

第 672 条 不動産競売で得られた代金の行方。

① 裁判所書記官により、競売代金に第 654 条第 1 項に規定された行方が与えられるが、残りがあれば、執行者の権利の後に登記された、または、付記登記された権利を有する者への弁済のために留保される。これらの債権者が満足を受けた場合、まだ余剰があるときは、被執行者または第三取得者に引き渡される。

本条の規定は、その他の個別的執行または破産手続きにおいてその留保が命じられた場合に残余に与えられるべき行方を害しないと解される。

② 執行担当裁判所書記官は、後発債権の名義人に、30 日以内に自己の債権の存続と請求可能性を証明し、その債権の決算書を提出するよう請求する。

提示された決算書は、裁判所書記官によって当事者に、それらが自分の権利に都合が良いものを主張するため、また、10 日以内に手持ちの証拠書類を持ち寄るために、送付される。かかる期間が経過すると、裁判所書記官は、不服申立て可能な（書記官）決定を通して、執行で収集された金員の分配目的で、また、自己の権利を対応する者に行使するための後発債権者の請求権を無傷に残して、妥当なものを裁定する。この（書記官）決定には、（決定）変更の不服申立てのみできる。決算書を提出した第三債権者は、その提起に当事者適格である。

第 673 条 取得の登記：権原。

落札承認の裁定、債権者への（不動産）授与の承認の裁定、あるいは、（換金）実行の協定による、または、専門家または専門組織による（不動産の）移転承認の裁定を含む、裁判所書記官によって発行される授与の（書記官）決定の公証謄本は、その中に、場合に応じて、価格が供託されたこと、および、抵当法に従って登記するために必要なその他の状況が表明されている場合、所有権登記簿に登記するのに十分な権原となる。

公証謄本は、場合に応じて、落札者が落札金員の支払いのため融資を得たことを、また、場合に応じて、事前の供託金を、融資額とローンを与えた組織を示して、抵当法第 134 条の規定のために、表示する。

第 674 条 （担保等）負担（登記）の抹消。

取得者の請求により、該当する場合、落札または授与の原因となった担保の付記登記または登記を取り消す命令が出される。

同様に、裁判所書記官は、第 656 条規定の証明書が発行された後になされたものを含め、後発のすべての登記および付記登記の抹消を命ずる。その命令書の中で、売却または授与されたものの価格が原告の債権の総額以下であった、また、それを超えた場合、残りは利害関係者のために留保されたと記載される。

抵当法が抹消登記のために要求するその他の状況も命令書に記載される。

当事者の請求により、授与の（書記官）決定の公証謄本および負担の抹消命令は、対応する所有権登記所に電子的に送信される。

第 675 条 不動産の裁判所占有および占有者。

① 取得者がそれを申立てした場合、その者は占有されていない不動産を占有する。

② 不動産が占有されている場合、裁判所が第 661 条第 2 項の規定に従って、その占有者がそこにとどまる権利を有していないと裁定した場合、裁判所書記官は直ちに強制退去を取り決める。退去させられる占有者は、対応する裁判で自身の助けになると信じる権利を行使できる。

不動産が占有されている間、第 661 条第 2 項の規定に従って事前に手続きされていない場合、取得者は執行裁判所に対し、第 661 条の規定を考慮すると、単なる事実上または十分な権原のない占有者であると考えられる者の退去を請求できる。請求は、落札者による不動産の取得から 1 年以内に行う必要がある、その後は対応する裁判でのみ退去を主張することができる。

③ 前項に係わる強制退去請求は、10 日以内に裁判所書記官によって指定される審問への呼出しとともに、取得者が指摘した占有者に通知される。審問では占有者の状況に関してそれら（占有者）が適切と考えるものを主張し、証明できる。裁判所は、事後の不服申立てのない決定を通して、強制退去について裁定する。この裁定は、いずれにしても、呼出しを受けた占有者が正当な事由なしに現れなかった場合、下される。

④ 不動産の占有者の強制退去について裁定する決定は、その内容にかかわらず、利害関係者が対応する裁判で行使できる権利を保護する。

第7款 支払いのための管理

第676条 管理の設定。

① 執行者は、いつでも、執行担当裁判所書記官に対し、差押えられた財物の全部または一部を、その収益を元本、利子および執行費用の支払いに充てるために、管理に引き渡すよう請求できる。

執行者が、管理は第三者により実施されるよう決める場合、裁判所書記官は、その決定を通して、および、執行者の費用で、その報酬を定める。

② 裁判所書記官は、その決定を通して、財物の性質がそのように促がす場合、支払いのための管理を取り決める、そして、事前に財産目録作成して、執行者に財物を占有させる、また、執行者が指定する者たちに（執行者が）通知する処置を取る。管理を取り決める前に、場合に応じて、執行者の権利の後に差押えられた財物について登記または付記登記された権利の第三者名義人に聴聞が行われる。

③ 裁判所書記官は、執行者の請求により、管理者の権能行使を妨害または困難にする被執行者に対し強制罰を科すことができる。ただし、被執行者が陥る他の責任を害しない。同様に、執行者の請求により、裁判所は、管理者の権能行使を妨害または困難にする第三者に対し強制罰を科すことができる。この場合、第591条第2項および第3項に規定される手続きは続行する。

第677条 管理の形態。

支払いのための管理は、執行者と被執行者が約定するものに従う。約定がない場合、財物は国の慣習に従って管理されるべきと解される。

第678条 計算書の提出。

① 執行担当裁判所書記官または当事者が別段のことを決めない場合、債権者は支払いのための管理の計算書を毎年裁判所書記官に提出する。債権者が提出した計算書は、被執行者の閲覧に15日間供される。後者が（何か）主張を行った場合、それら主張は執行者に、9日以内に主張に同意するかどうかを述べるために、送付される。

② 両者の間に合意がない場合、裁判所書記官は5日以内に両者を召喚する、そこでは、提案され、かつ、有用かつ適切であると考えられる証拠調べが受入れられ、それら証拠調べを実践するために適切と思われる時間が設定される。それは10日間を超えることはできない。

受入れられた証拠調べが行われると、裁判所書記官は5日以内にその決定を下す、そこで、提出された計算の承認または修正に関して適切なものを裁定する。その決定に対して、再審理の直接不服申立てできる。

第679条 管理に関する紛争。

計算提出に関する紛争を除き、差押えられた不動産の管理を原因として債権者と被執行者との間で発生するその他すべての問題は、差押えを許可した裁判所での口頭審理裁判のために設定された手続きにより審理される。

第 680 条 管理の終了。

- ① 執行者が、管理された財物の成果物でその債権、利子および費用の支払いを受けた場合、これらは被執行者の支配下に戻る。
- ② 被執行者は、債権者が提出した最後の決算書に従って、いつでも、残りの債務を支払うことができる。この場合、被執行者は即座に自己の財物の占有を回復し、債権者の管理は停止する。ただし、次の 15 日間での総合計算書および互いが権利があると思うその他の請求の提出を害しない。
- ③ 執行者が（財物）管理を通して自己の権利の満足を得なかった場合、執行担当裁判所書記官に管理を終了させるよう、また、計算を事前提出して、他の方法での強制執行に移行するよう請求できる。

第 5 節 抵当権または質権が設定された財物に関する執行の特殊性

第 681 条 質権または抵当権により保証された債務弁済を請求する手続き。

- ① 質権または抵当権によって保証された債務の弁済請求権は、質権または抵当権を設定された財物に対して、本節で規定される特殊性をもって、本章の規定に従って直接行使できる。
- ② 船舶抵当権により保証された債務の弁済を請求するとき、前項の規定は、海運法(Ley de Navegación Marítima)第 140 条 a) および b) に掲げる場合に限り、これを行行使できる。

前述の条文の c) および d) に示される場合、当該請求権は、所轄官庁が発行する証明書を通して船舶の実際の状況の確認の後にのみ行使できる、また、b) の場合には、破産宣告が証される執行命令の公証謄本の提出が必要である。

第 682 条 本節の範囲。

- ① 本節の規範は、執行がそのためになされる債務の保証として質入れされた、または、抵当に入れられた財物に対して（執行が）排他的に向けられる場合にのみ適用される。
- ② 抵当権設定された財物を追求する場合、前項の規定に加えて、次の要件が満たされることを条件として、本節の規定が適用される：
 1. 抵当権設定証書で、利害関係者が抵当権設定不動産または財物を査定する価格が、競売のレートとして機能するために、決定されていること。その価格はいかなる場合でも 1981 年 3 月 25 日法律 2/1981 抵当市場規制法(Ley de Regulación del Mercado Hipotecario)の条項に基づいて実施される評価において示される価格の 75% を下回ってはならない。
 2. 同じ証書に、請求や通知を行うために債務者が設定する住所が証されているこ

と。また、対応する電子通知を受信する目的で電子アドレスを設定することができる。この場合、第 660 条第 1 項第 2 段の規定が準用される。

商業施設の上の抵当では、住所は必然的に抵当に入れられる施設が設置された場所になる。

③ 登記官は、抵当権の登記において前項に係わる状況を記載する。

第 683 条 請求および通知のために示される住所の変更。

① 債務者および債務者でない抵当権設定者は、次の規則に従って、請求および通知の実施用に指定した住所を変更することができる：

1. 抵当に入れられた財物が不動産である場合、債権者の同意は必要ない。ただし、その変更が、（設定）公正証書で指定された同一の市町村内、または、不動産が所在する、また、裁判所の管轄を決定するのに役立つ境界内にあるその他の市町村内で行われることを条件とする。

上記の場所と異なる場所に住所変更するには、債権者の同意が必要である。

2. 動産抵当権の場合、債権者の同意なしに住所を変更することはできない。

3. 船舶抵当権の場合、債権者に住所変更を知らせればよい。

いずれにせよ、債権者へ公署証書での通知をする必要がある。

② 前項に係わる住所の変更は、登記官の前での認証または追認された署名をもってする請求により、または、電子署名の認証された証明書をもって登記所に電子的に提出する請求により、または、公証人調書により、抵当権登記欄の余白での注記によって登記簿に記録される。

③ 請求および通知の目的で、抵当財物の第三取得者の住所は、その取得の登記で指定される住所になる。いずれにせよ、第 660 条第 1 項に含まれる規定が準用される。

第 684 条 管轄。

① 本節に係わる手続きについて審理するため、以下が管轄（裁判所）である：

1. 抵当（に入れられた）財物が不動産である場合、その不動産が所在する場所の第一審裁判所に管轄がある、また、それが複数の裁判区にまたがって所在する場合は、複数の不動産が異なる裁判区に所在する場合と同様に、原告の選択により、それらのいずれもの第一審裁判所に管轄がある。この場合、本法に含まれる明示的または黙示的（管轄）合意に関する規範は適用されない。

2. 抵当財物が船舶である場合、両当事者が抵当権設定証書で決めた第一審裁判所に管轄がある、それが無い場合は、抵当権が設定された場所の裁判所、抵当船舶が停泊する港の裁判所、被告の住所の裁判所、または、抵当権が登記された登記所がある場所の裁判所に、原告の選択により、管轄がある。

3. 抵当財物が動産である場合、両当事者が抵当権設定証書で決めた第一審裁判所に管轄がある、それが無い場合は、抵当権が登記された裁判区の裁判所。複数の抵当財物があり、さまざまな登記所に登記された場合、原告の選択により、対応する

裁判区のいずれかの第一審裁判所に管轄がある。

4. 質物の場合、両当事者が保証設定証書で決めた第一審裁判所に管轄がある、および、それが無い場合は、財物が存在する、保管されている、または、寄託されている場所の裁判所に管轄がある。

② 裁判所は職権で自己の管轄権を審査する。

第 685 条 執行請求およびそれに付随する書類。

① 執行請求は、債務者に対して、また、場合に応じて、債務者でない抵当権設定者または抵当財物の第三所有者に対して向けられなければならない。ただし、この最後の者は、債権者に当該財物の取得を明らかにした場合に限る。

② 請求には、本法が執行処理のために要求する要件を備えた債権証書、ならびに、第 550 条および、それぞれの場合に、第 573 条および第 574 条に係わるその他の書類を添付する。

抵当財物または（占有）移転のない質物についての執行の場合、登記された権原証書を提出できない場合は、抵当権の登記と存続を証明する登記証明書を添付する必要がある。

③ 本節で規定される手続きの目的のため、海運法第 128 条の規定に従って動産登記簿に登記された船舶抵当権を設定する私文書は、執行処理するのに十分な権原とみなされる。

④ 抵当証券を合法的に発行できる組織のひとつのために、または、手続き開始時に抵当債券の発行に当てられる債権およびローンを保証する組織のひとつのために設定された不動産抵当権の執行には、抵当権の登記と存続を証明する不動産登記所の証明書の提出で十分である。この証明書は、抵当権（設定）証書の承認されたコピーで完結する。この証書は執行の対象となる不動産のみを含んでいたら、部分的であっても良い。

⑤ 第 579 条第 1 項に規定される目的のために、不足している金額について、また、関連する者に対して強制執行を行うために、最初の執行請求を通知している必要がある。この通知は、執行者の訴訟代理士により、執行者がそう申立てる場合、または、場合により、状況に鑑みて裁判所書記官がそう取り決めるときに、行うことができる。

これで請求される金額は、保証人に対して執行処理するための基礎となる金額であり、最初の執行手続の処理中に発生した延滞利息を理由として増加されない。

第 686 条 支払請求。

① 執行を承認し、開始する（裁判所）決定において、訴えが向けられた債務者および、場合に応じて、債務者ではない抵当権設定者または第三所有者に支払い請求が、登記に有効である住所で、命じられる。

前段に係わる請求には、第 441 条第 5 項に規定される表示が含まれていなければならない、また、同じ効果を生じさせる。

② 執行開始の債務者への通知は別として、第 581 条第 2 項の規定に従って請求が裁判外で行われたことが証明される場合、前項に係わる請求は行われない。

これらの目的のために、債務者への請求、および、場合に応じて、債務者でない第三所有者兼抵当権設定者および執行される抵当権に後発する登記された権利の名義人への通知は、登記簿にそれぞれについて記載される住所で行われなければならない。請求または通知は、公証人によって、公証人法に基づく方法で、名宛人のその者に、指定された住所にいた場合、行われる。住所にいない場合、公証人は、そこにいる成人で、請求された者と個人的または雇用関係があると述べる者と手続きを行う。公証人は、文書を引き受けるその同意とそれを名宛人に引き渡すその義務についての当該人物の陳述を明示的に記録する。

上記にかかわらず、所有権登記簿に証される住所以外で行われる請求または通知は、それが名宛人であるその者に、そして、公証人による身元確認後に、その同意を得て行われる場合、有効である。この同意は請求または通知の調書に記載される。

名宛人が法人である場合、公証人は、登記簿に記載された住所にいる成人で、(法人の) 管理機関の一部を形成する者、十分な権能を有する代表者であることを証明する者、または、公証人の判断により、法人の利益のために請求または公証通知を受け取ることが当該法人から委託された者として明らかに行為する者と、手続きする。

③ 登記簿に基づく住所で試行された請求が効果がなく、前項に係わる者とその請求ができず、また、債務者の住所を決定するために司法事務局が関連する調査を行った場合、第 164 条規定の方法で公示の発行を命じることに移行する。

第 687 条 抵当自動車および質入れ財物の寄託。

① (執行) 手続きの対象が自動車の質入れまたは抵当権により保証される債務である場合、裁判所書記官は、質入れされた財物または抵当に入れられた自動車を債権者または債権者が指定する者の支配下に寄託するよう命じる。

寄託された自動車は封印され、使用することはできない。ただし、特別な規定によりこれが不可能な場合を除く、この場合は、裁判所書記官は監査人を任命する。

② 債務者が裁判外で支払い請求された場合、前項に係わる寄託は、裁判所書記官が、その決定を通して、取り決める。別の場合、債務者に本法の規定に従って支払い請求することが命じられ、債務者が請求に従わない場合、寄託設定するよう命じられる。

③ 質入れ財物を押収することができず、その寄託を設定できない場合は、(執行) 手続きを続行することはできない。

第 688 条 所有権と負担の証明。抵当権の不存在または抹消の場合の執行の却下。

① 抵当財物に対して執行が続行される場合、第 656 条第 1 項に係わる事項および執行されるべき抵当権の登記記載証明書を登記官に請求する。その証明書では、執行者のために抵当権は存続しており、抹消されていないこと、場合に応じては、登記に表示される抹消または変更が表示される。いずれにしても、第 656 条第 3 項の

規定が準用される。

② 登記官は、所有権と負担の証明書が発行されたことを抵当権登記の欄外に注記し、その日付とそれに係わる（執行）手続きの存在を表示する。

裁判所書記官の命令によって当該注記が取り消されない限り、登記官は執行以外の事由で抵当権を抹消することはできない。

③ （登記）証明書により、執行者が自己の請求の根拠とする抵当権が存在しないか、または、抹消されたことが判明した場合、裁判所書記官は、執行を終了する決定を下す。

第 689 条 後発登記所有者および後発債権者への手続の通知。

① 登記証明書から、最後の所有権登記が行われた者が、前数条で規定される公証人による、または、裁判上のいずれの形式でも支払い請求されていない場合、登記簿に記録されている住所でその者に、その者に都合がよい場合、第 662 条の規定に従って執行に介入するか、または、落札の前に債権額および利息と費用を、自分の不動産に設定された抵当権で保証されている範囲で、満足させることができるように、通知する。

② 原告の債権を保証する抵当権の後に設定された負担または物権があるときは、第 659 条の規定が準用される。

第 690 条 抵当不動産または財物の管理。

① 支払い請求から、または、これが裁判外で行われた場合は執行の開始から 10 日経過すると、債権者は、不動産または抵当財物の管理または代理占有 (posesión interina) を自分に与えるよう請求できる。この場合、債権者は、満期が来て弁済されていない賃料（そう規定されている場合）、および、その後の果実、賃料および収益を受け取る。それでもって財物の保存と使用の費用をカバーし、後に自身の債権をカバーする。

前述の目的のために、代理管理者は不動産の占有者に通知し、所有者になすべき支払いを代理管理者に行う義務があることを示す。

非占有不動産の場合、代理管理者は暫定的にその不動産の実質的占有を行う。

② 債権者が 2 人以上である場合、管理は、登記に従って優先する者に対応し、優先順位が同じである場合は、そのいずれかが共通の利益のために管理を請求できる。前項の決定に従い、果実、賃料および収益は全ての原告の債権に比例して分配される。同じ優先順位の複数の者が管理を請求した場合、裁判所書記官は慎重な裁量で、その決定を通して、判断する。

③ 債権者に付与される管理および代理占有の期間は、抵当権が不動産抵当の場合は原則として 2 年、動産または船舶抵当の場合は 1 年を超えない。その終了のとき、債権者は、執行担当裁判所書記官にその管理の計算を提出する。裁判所書記官は、管理が適切であった場合、それを承認する。この要件がないと、執行を続行できない。裁判所書記官の裁定に対して、再審理の直接不服申立てできる。

④ 自動車抵当で担保された債務により（執行）手続きがなされる場合、前項に言

及される管理は、それを請求する債権者が第 529 条第 3 項第 2 号に規定されるいずれかの形式で十分な保証を提供する場合にのみ、裁判所書記官が取り決める。

⑤ 抵当権執行が破産手続きと競合する場合、管理または代理占有に関しては、破産手続きの規範に従って、破産手続きを審理する裁判所が処置するところに従う。

第 691 条 抵当財物の競売の招集。招集の告知と公報。

① 前数条の規定が履行され、支払い請求および前述の通知が行われてから 20 日が経過すると、原告、債務者または第三所有者の請求により不動産または抵当財物の競売に移行する。

② 競売は、第 667 条および第 668 条で規定される方法で告知および公報される。

③ 商業施設の上の抵当権で保証される債務によって（執行）手続きがなされる場合、競売ポータルで公報される公示は、取得者が建物賃貸借に関する法律の規定に、場合に応じて、契約の譲渡による家賃値上げする家主の権利を受入れて、従うことを示す。

④ 動産であるか不動産であるかを問わず、抵当財物の競売は、不動産の競売に関する本法の規定に従って実施される。

⑤ 裁判所書記官に、債務者の破産宣告が証される場合、たとえ競売が開始されていたとしても、競売を中断する。この場合、破産裁判官の裁定の公証謄本を通して、財物または権利が債務者の職業的または事業的活動の継続に必要でないことが証明されるときに、第 649 条第 2 項の規定を準用して、競売が再開される。いずれにせよ、登記官は執行手続きがなされる司法事務局に、抵当不動産に関する破産の登記または付記登記、ならびに、財物が債務者の職業的または事業的活動に関係がない、または、必要でない登記証明を通知する。

⑥ 本節に係わる執行手続きでは、本章第 4 節第 3 款および第 4 款で規定される協定を通しての（換金等）実行および専門家または専門組織による実行も使用できる。

第 692 条 抵当権付き債権の弁済および剰余金の適用。

① 落札金員は、遅滞なく、原告へのその債権の元本、期限が来た利息および発生した費用の支払いに、これらの各費目により債権者に引き渡されるものがそれぞれ抵当権でカバーされる限度を超えることなく、向けられる。余剰がある場合は、抵当財物に登記または付記登記された後発の権利の名義人のために寄託される。場合に応じて、後続の債権者が満足を受ければ、残りは抵当不動産の所有者に引き渡される。

前項の規定にかかわらず、抵当財物の所有者が債務者本人であるときは、抵当権の後に登記または付記登記された債権が満足されると、債務者が支払いの中断、破産または破産の状況にないことを条件として、落札金員は、抵当権の担保限度額を超える金額で、抵当権の目的である債権により執行者に支払われるべき全額を支払うために使用される。

② 後発債権者への支払い後に残る残額を受け取る権利があると考えられる者は誰でも、第 672 条第 2 項に規定される訴え (incidente) を提起できる。

本項および前項の規定は、その他の何らかの特定の執行または破産手続において留置が命じられた場合に、残余に与えられるべき行方を害しないと解される。

③ 執行者債権を保証した抵当権の抹消のため、および、場合に応じて後発の登記および付記登記の抹消のために出される命令では、第 674 条の規定に加えて、第 689 条に言及される通知がなされたことが表示される。

第 693 条 弁済が異なる期間で行われなければならない元金または利子の一部に限定された請求。割賦債務の期間の先行満了。

① この節の規定は、分割で支払われるべき債権の元金 (capital) または利息の一部が支払われなくなる場合で、債務者がその支払い義務を履行せず少なくとも 3 か月経過した場合、または、債務者が少なくとも 3 か月の期間に亘りその支払義務を履行しなかったと想定される分割払いの回数を経過した場合、適用される。これは、公証人によって (担保) 設定証書に記録され、登記官によって対応する登記欄に記録される。元金または利息の分割払いのいずれかの期間の支払いのために、抵当財物を譲渡する必要があり、また、期限が来る他の分割払いがまだある場合、売却は実施され、不動産は対応する抵当権とともに取得者に譲渡される。

② 元金と利子による貸付金の合計額を、設定証書で合意された (条件で) 、また、それぞれの登記欄で証される条件で、請求できる。自然人によって締結された、また、住宅の上の抵当権で保証されるローンまたはクレジットである場合、または、その目的が住宅用不動産の取得である場合は、法律 5/2019 不動産債権契約法 (Ley Reguladora de los Contratos de Crédito Inmobiliario) 第 24 条および、場合に応じて、抵当法第 129 条の 2 が規定するところに従う。

③ 前項に係わる場合、債権者は、債務の全額で執行開始されることを害しないで、競売が終了する前に、訴え提起日に元金と利息について支払い期限が来たものの正確な額、および、執行手続中に未払いのローンの満期が来た分で (増加した) 、および、執行手続中に発生する遅延利息で、全部または一部が不払いになって、増加した額の供託により財物を解放できることを債務者に通知するよう申立てできる。これらの目的のために、債権者は、第 578 条第 2 項の規定に従って手続きを進めるよう申立てできる。

抵当財物が常住居であった場合、債務者は、債権者の同意がなくても、前段の金額を供託することにより、財物を解放することができる。

財物が初めて解放された場合、解放日から債権者による裁判上または裁判外の支払い請求の日までに少なくとも 3 年が経過することを条件として、2 回目またはそれ以降の機会に解放することができる。

債務者が前各項に規定された条件で支払いを行った場合、費用は、支払われた延滞割賦金の額に基づいて計算され、第 575 条第 1 項の 2 に規定された限度額で査定され、これら費用が満足されると、裁判所書記官は、財物を解放し、手続きの終了を宣言する決定を下す。執行者の同意を得て第三者から支払いが行われた場合も同様となる。

第 694 条 質物の (換金) 実行

- ① 質物の寄託がなされると、本法の強制執行手続の規定に従ってその実行に移行する。
- ② 質入された財物が本章第4節第1款に係わるものでない場合、競売は、本法第645条以降の規定に従って告知される。

競売のための財物の価値は、質権設定証書または契約書で決められたものとなる、また、それが示されていない場合は、元金、利子および費用に対する請求の合計額となる。

第695条 執行に対する異議申立て。

① 本節に係わる手続において、被執行者の異議申立ては、次の事由に基づく場合にのみ認められる：

1. 保証または被保証債権債務の消滅。但し、抵当権の抹消または、場合に応じて、占有移転のない質権の抹消を示す登記証明書が、または、支払証書または保証抹消の公署証書が提出される場合。
2. 保証債務が執行者と被執行者との間の勘定の閉鎖に起因する残高である場合の請求可能額決定におけるエラー。被執行者は、勘定記入が記録された通帳を添付しなければならない、通帳に示される残高が執行者によって提出されたものと異なる場合にのみ異議申立てが認められる。

(執行) 手続きが、当座預金の閉鎖から、あるいは、信用、貯蓄または金融機関によって付与された(執行の場合、請求可能金額は債権者機関によって発行される証明書に指定されると協定されるところの) 商業契約から派生した同様の取引から生じる残高に係わる場合、通帳を添付する必要はない。しかし、被執行者は、(債権者) 機関によってなされた清算に同意しない点を十分正確に表明する必要がある。

3. 抵当権設定動産または質権がその上に占有移転なしで設定される動産の執行の場合、当該財物が、(執行) 手続きの動機付けとなる負担の前に登記された別の質権、動産または不動産抵当権または差押えに服した事由。これは対応する登記証明書によって証明されなければならない。

4. 執行の基礎を構成する、または、請求可能金額を決定した契約条項の濫用的な性質。

② 前項に係わる異議申立てがなされると、裁判所書記官は執行を中断し、執行の一般命令を発した裁判所に当事者を招集する。出頭は、呼出しから15日を置いてなされ、そこで裁判所は当事者の意見を聞き、提出される書類を受理し、2日以内に裁判所が妥当と考えるものを、決定を通して、決める。

③ 本条第1項の第1および第3の事由に基づく異議申立てを認容する決定は、執行の却下を命じる。第2の原因に基づいて異議申立てを認容する決定は、執行が従うべき金額を決める。

第4の原因が認容される場合、契約条項が執行の根拠となる場合、執行の却下が取り決められる。別の場合では、濫用条項を適用せずに執行が継続される。

④ 執行の却下、濫用条項の不適用または第1項4号規定の事由による異議申立ての不認容を命じる決定に対しては、控訴できる。

これらの場合以外は、本条に係わる異議申立てを裁定する決定は不服申立ての対象とはならず、その効果はそれらが下される執行訴訟にのみ限定される。

第 696 条 所有権の第三者性。

① 本節に係わる（執行）手続きで所有権の第三者性が認められるためには、担保設定以前の公証日付の所有権権原証書を訴えに添付しなければならない。所有権がいずれかの登記簿に登録できる財物の場合、当該権原証書は、担保の登記以前の日付で、第三所有者(tercerista)またはその被相続人のために登記されていなければならない。これは、第三所有者またはその被相続人の登記を表示する登記証明書、また、対応する所有権登記記入が消滅または抹消されていないことの証明書によって証明される。

② 所有権の第三者性の訴えが受入れられると、それに係わる財物に関する執行が中断され、これらが担保に供されている財物の一部に過ぎない場合、債権者が申立てたら、他の財物に関して（執行）手続きを続行できる。

第 697 条 刑事先決性による執行の中断。

前 2 条に係わる場合以外に、本節に係わる（執行）手続きは、本法第 569 条の規定に従って、執行名義の虚偽、執行処理の無効または違法性を決定づける犯罪の外形を持ついかなる事実について犯罪事由の存在が明らかにされる場合、刑事先決性により中断される。

第 698 条 前数条に含まれない異議申立て。

① 債務者、第三取得者およびいかなる利害関係者が提起できる、前数条に含まれていない異議申立ては、権原の無効あるいは債務の期限の満了、その確実性、その消滅またはその金額についての異議申立てを含み、本節で設定される手続きを中断または妨害することなく、対応する裁判で審理される。

この訴訟を審理する管轄は、通常の規則によって決定される。

② 前項に係わる異議申立てをなすとき、または、それが引き起こした裁判の過程において、本節規定の手続きにより債権者に引き渡さなければならない金員の全部または一部を留保して、言い渡される（異議申立て）判決の有効性を確保するよう申立てできる。

裁判所は、提出される書類に鑑みて、主張理由が十分であると判断する場合、命令を通して、この留保を命ずる。留保を申立てた者が明白かつ十分な支払い能力を持っていない場合、裁判所は、延滞利息および債権者に生じるその他の損害賠償に対応するため、事前かつ十分な保証を要求しなければならない。

③ 債権者が、第 1 項に係わる裁判の結果で留保が命じられた金額を裁判所に保証するときは、留保は解除される。